

林 政 審 議 会 議 事 録

- 1 日時及び場所 平成20年 10 月 8 日 (月)
農林水産省4階 第2特別会議室
- 2 開会及び閉会の時刻 13:30～16:20
- 3 出席者
 委 員 有馬会長 青山委員 天野委員 池淵委員 岩川委員

 五軒家委員 岡田委員 海瀬委員 倉沢委員 櫻井委員

 下川委員 鈴木委員 沼田委員 早坂委員 前田委員

 山根委員 鷺谷委員

 幹 事 関係府省

 林野庁
- 4 議 事
 - (1) 全国森林計画の策定について（諮問・答申）
 - (2) その他説明事項
 - ① 次期森林整備保全事業計画の検討状況について
 - ② 気候変動枠組条約次期枠組み交渉における森林関連の議論について
 - ③ 松くい虫被害対策について
 - ④ 国有林野の管理経営に関する基本計画について

午後1時30分 開会

○高橋林政課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

初めに、委員の出欠状況についてご報告をいたします。本日は委員20名中、現在15名の委員にご出席をいただいております。櫻井委員、岡田委員は間もなくお見えになるということです。浅野委員におかれては急用でご欠席ということでございます。いずれにいたしましても、現時点で当審議会の定足数である過半数を満たしておりますので、本日の委員会は成立しております。

ここで、林野庁幹部の異動がございましたので、紹介をさせていただきます。9月19日付で就任をいたしました内藤林野庁長官でございます。

○内藤林野庁長官 よろしく申し上げます。

○高橋林政課長 それでは議事のほうを、会長、よろしくお願いいたします。

○有馬会長 本日は皆さんご多忙の中ご参集いただきまして、ありがとうございます。

当審議会もいろいろな分野の方々がいらっしゃるわけですが、大変ありがとうございます。皆さん、10月になると大変お忙しい。大体9月、10月というのは大変お忙しい中で、しかも、いろいろな意味で疲労がたまるときでもあるわけでございますが、その中でお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、今ご紹介がございましたが、林野庁長官のごあいさつをお願いしたいと思います。

○内藤林野庁長官 それでは、林政審議会の開催に当たりましてごあいさつ申し上げたいと思います。

まず、委員の皆様方におかれましては、ただいま会長からの発言にありましたように、大変お忙しい中、今日の林政審議会にご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げたいと思います。

本日の審議会でございますけれども、前回9月の審議会におきまして当方からご説明させていただきました全国森林計画の案につきまして、その後、林野庁でパブリックコメントを行いました。その公募結果とあわせましてご説明しまして、ご審議賜りたいと考えております。

その他の説明事項でございますが、4点ございます。

まず、1点目は、次期森林整備保全事業計画についてでございます。次期森林整備保全事業計画は、森林法の第4条に基づきまして全国森林計画の目標達成のために定められるものでございます。平成21年を期首とした5年間の森林整備保全事業の実施目標及び事業量を定めるこ

ととされております。4月から林政審議会政策部に森林整備保全小委員会を設置しまして、その成果指標についての検討を行っているところでございます。本日はその検討状況についてご説明申し上げたいと考えてございます。

2点目が、気候変動枠組条約次期枠組交渉でございます。ご案内のとおり、これについては我々、非常に力を入れているところでございます。8月下旬にガーナで特別作業部会が開催されましたが、林野庁からは島田次長が出席いたしまして、私どもの立場主張を行いました。その部会におけます森林関連の議論について、後ほどまたご説明したいと思っております。

3点目が、松くい虫被害対策でございます。例年この時期にご報告いたしております、松くい虫による被害の現状とその対策並びに特別防除の効果調査の結果などについてご説明する予定でございます。

4点目が、本年改訂予定の国有林野の管理経営に関する基本計画でございます。本日、素案という形で計画案全文をお配りさせていただいておりますので、後ほど説明をいたします。

委員の皆様方には、活発なご議論をいただきますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○有馬会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事次第により進めさせていただきたいと思いますが、今、長官のほうからもご説明がございましたが、本日は審議事項として「全国森林計画の策定について」がまずございます。また説明事項、次期森林整備保全事業計画の検討状況等4つほどございますが、4つの事項につきまして説明をいただくことになっております。

まず初めに、議事（1）でございますが、全国森林計画の策定について諮問、審議となります。なお、諮問文につきましてはお手元に配付してございますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、農林水産大臣の諮問を長官から代読していただきますので、お願いいたします。

○内藤林野庁長官 本日ご案内のとおり、予算委員会がございまして、大臣は出席できませんので、かわりまして私が代読させていただきます。

全国森林計画の策定について（諮問）。

森林法第4条第8項の規定に基づき、全国森林計画を別添案のとおり策定することについて貴審議会の意見を求める。

よろしくお願いいたします。

○有馬会長 それでは、全国森林計画の策定について説明をお願いいたしたいと思います。

○矢部計画課長 それでは、全国森林計画の策定につきましてご説明をさせていただきます。
計画課長の矢部でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料の資料番号1－1から1－3の資料を使いましてご説明をさせていただきますが、前回の審議会にご欠席の委員の皆様方もおられますので、おさらいになりますが、まず最初に1－2の全国森林計画の策定の概要（案）を使いまして、簡単に全国森林計画の内容をご説明させていただきます。

まず、全国森林計画の趣旨ですが、この計画につきましては、農林水産大臣が5年ごとに15年を1期として立てる計画、森林・林業基本計画で示しました長期的かつ総合的な政策の方向・目標の達成に向けた森林の整備・保全等に関する具体的計画を定めるもの、いわゆる森林の資源計画という位置づけです。

また、この全国森林計画を規範といたしまして、今後、都道府県知事が地域森林計画、それから、国有林につきましては森林管理局長が国有林の地域別の森林計画をつくっていくということになります。

策定の時期ですが、今申し上げました地域森林計画あるいは国有林の地域別森林計画、さらには市町村が立てます市町村森林整備計画、こういったものの樹立に一定の期間を要するというので、これらの計画が来年21年4月1日からスタートするということを考えますと、その作業日程を確保するために今月、10月中にこの計画を閣議決定を経て策定をするという形で進めさせていただきたいと思っています。

計画（案）のポイントですが、実は平成18年に森林・林業基本計画が改定をされております。その改定に伴いまして、全国森林計画につきましても内容を変更しております。したがって、今回策定いたします計画につきましては、基本的に現行の計画を踏襲しつつ、森林・林業基本計画の策定以降、森林・林業をめぐる状況の変化を踏まえまして、計画内容を追加するという形で策定することとしております。

目標数値、計画量につきましては、森林・林業基本計画に示されております目標等の考え方に従いまして、新たな計画期間に見合う量を計上しております。特に今後、高齢級の人工林がどんどん増えるということで、資源として本格的に利用することが可能という状況になってまいりますので、長伐期化を推進しつつ、引き続き適切な施業を実施する観点から、間伐計画量を現行計画よりも大幅に増加させた計画としております。

それから、国産材の安定的な供給への期待が高まっている状況ですので、主伐に当たりまし

ては的確な更新を図ることを明記するとともに、森林資源の保続を確保する観点から、主伐計画量の伐採面積に見合う造林計画量を計上しております。

また、京都議定書の第一約束期間の森林吸収量目標である1,300万炭素トンを確保するために必要な間伐についても推進する内容の計画量になっております。

次に、資料1－3ですが、これが全国森林計画の本体になります。前回までお示ししました計画案からの主な変更点を申し上げます。

まず、2ページの上から7行目、アンダーラインの引いてある部分の一番上のところですが、ここに「生態系の保全に配慮する」という記述があります。ここは、日本語の正確性ということで文言修正を行っております。

それから、12ページをお願いいたします。「Ⅱ 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項」の1番、施業に関する基本的事項の（1）施業方法ですが、アンダーラインが引いてあるところに、「伐採後に更新が行われていない伐採跡地の早急な更新」という文言を入れておりましたが、天野委員のほうから、伐る際にもきちっと的確な更新を図ることが基本であり、また、その旨の通知の改正も行ったという説明が事務局からあったので、そういった趣旨をきちっと入れるべきではないかというご意見をいただきました。場所は真ん中の少し上になります。（ア）というところに、「主伐に当たっては」ということで、これまでは更新の記述はありませんでしたが、「的確な更新を図ることとする」という一文を入れ、ご趣旨を反映いたしました。

それから、15ページのイの「野生鳥獣による森林被害」という部分の記述です。前回の審議会におきまして海瀬委員から、「まえがき」で野生鳥獣の対策の文章が新たな法律の成立を踏まえた修正を行っているにもかかわらず、本文では鳥獣被害に対する表現が変わっていないのはいかがなものかというご指摘がございました。そういった指摘を踏まえまして、ここには「総合的かつ効果的に推進する」という文章を付け加えております。

それから、21ページの下（4）流通・加工体制の整備のところの記述です。ここにアンダーラインを引いておりますが、新たに「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする」という文章を加えております。これは後でまたご説明をいたしますが、きちんと我が国の木材の流通加工体制を整備するに当たっては合法性や持続可能性の証明されたものが求められていることから、そういった趣旨を記述すべきであるというご意見をいただいておりますので、それを踏まえてこのような修正を行っております。

以上が、全国森林計画の、前回の林政審議会にお示しした部分からの主な変更点です。なお、それ以外に、「確実な更新」と「的確な更新」が前回の全国森林計画では混在しておりましたが、それら表記を統一をすべきであると考えまして、すべて「的確な更新」という表現にいたしました。以上が修正点になります。

また、前回の林政審議会以降、資料 1－1 ですが、国民の皆様方から広くご意見をいただくということで、9月10日から26日までの間、17日間にわたりまして、パブリックコメントに付しております。その結果、個人、団体、法人の12の方々からご意見をいただいております。意見の項目数としては25項目です。

具体的な意見そのものについては、3ページ以降にそれぞれ中身をつけております。これら25項目の意見につきまして、幾つかの処理の方針を定めまして、対処をしてきました。具体的には4つに区分しております。

1つ目は、「趣旨を取り入れているもの」ということで、既に計画（案）に意見の趣旨を記述しているもの、または意見の趣旨に沿った施策を推進しているものというものです。これが全部で13項目ございました。

具体的には、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫としての森林の役割のみならず、木材についても記述したほうがいいんじゃないかという意見、「森林と人との共生林」については、すべての森林がこの機能を有しているべきものではないかという意見、林木育種の評価を踏まえて品種・系統の導入についても記載すべきである、列状間伐の推進で間伐の施業面積を確保することが必要なのではないか、人工造林不適地の尾根筋あるいは溪畔部については天然林に誘導することが望ましいのではないか、国産材の利用推進のために林業生産活動に欠くことのできない林道の整備を積極的に進めてほしい、さらには、間伐等の条件整備であります境界の整備について新たな施策の創設をしてほしい、木炭利用を進めるための措置を講じてほしい、国民が安心して暮らせるような森林整備、治山事業、こういったものに積極的に取り組んでほしい、間伐の推進に向けて森林所有者の負担軽減が図られるような新たな施策を講じること必要である、それから、水源の森林を管理する林野庁と河川を管理する国土交通省が連携した施策の展開を図るべきである、といった意見をいただいております。

これらについては現在の全国森林計画の案、あるいは現在林野庁で取り組んでおります施策の方向と同じ方向ということでございますので、1の区分、「趣旨を取り入れているもの」に分類をさせて、対処いたしました。

続きまして、2ページです。

区分の2につきましては、「趣旨の一部を取り入れているもの」ということですが、これは意見をそのまま記述することは困難ですが、一部、意見の趣旨を計画（案）に記述しているもの、または意見の趣旨と施策の推進方向との矛盾がないものというものです。

具体的には、国産材の安定供給のために、間伐だけではなく「更新を確保した皆伐等の推進」について記載すべきである、京都議定書の第一約束期間以降における森林及び木材の吸収源、貯蔵庫としての役割について明記すべきである、資源の充実しつつある人工林については積極的な主伐の計画量を計上すべきではないか、森林と人との共生については、歩道等の施設整備よりも定期的な森林体験イベントの企画が重要ではないか、それから、森林保全のためには森林土壌における菌類の保全が重要である、といった意見をいただいております。

これらについては、基本的に林野庁が進めている施策と矛盾がないと考えておりますので、2の「趣旨の一部を取り入れているもの」という対応をしております。

3つ目が、「具体的に修文をするもの」ということで、先ほど本文の修文の説明をさせていただきましたときに申し上げましたが、グリーン購入法等に関しまして、持続可能性・合法性が証明された木材の需要が高まっていることから、流通・加工体制の整備において当該趣旨を記載すべきであるというご意見をいただいておりますので、これについてはやはりきちんと書き込む必要があるだろうという判断をいたしまして、先ほどのような修正の文章としております。

それから、4つ目の区分が「今後の検討課題等」ということで、意見の趣旨をそのまま記述すること、または、推進することはなかなか難しいので、今後の検討課題とさせていただきたいと考えているものです。

具体的に申し上げますと、育成複層林につきましては施業体系が確立されていないということで、現況の面積から計画期末に1.7倍にする計画の達成は困難ではないか、というご意見をいただいております。また、カシノナガキクイムシ被害の防除のために、防虫線を1キロメートルぐらい幅で設定をして、選択樹種の予防対策を行ってもよいのではないかと、間伐については搬出コストがかかり増しになるので、国産材の安定供給のためには主伐を主体とした計画にすべきではないか、既設の国道や高速道路の両側100メートルずつを森林にして、道路特別会計を環境目的に転用してはどうか、環境整備よりも、まずは林業生産物の価格補償を行うべきではないか、こういったご意見をいただいておりますが、これについてはなかなか現実的に今後検討しなければならないもの、技術開発しなければならないもの、さらには政策的にさらにいろいろ議論していかなければならないものがありますので、今後の検討課題という形で整理

をしております。

以上が全国森林計画についてのご説明でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○有馬会長 どうもありがとうございました。

過去2回ほど、これについてはご審議をいただいて、いろいろ貴重なご意見をいただいた上で案としてまとめたものでございますが、特段のご意見、それからご質問等があればお願いしたいと思いますが。

天野委員、どうぞ。

○天野委員 2つ質問があります。1つは、今ご説明をいただきました12ページの、私のほうから投げかけさせていただいた件についてのお答えをいただいてありがとうございました。12ページの(1)のアの(ア)とか(ウ)とか、これは罰則というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○矢部計画課長 それでは、お答えをさせていただきます。

森林所有者等が森林を伐採する場合には、伐採及び造林の方法について市町村長に届け出をするという制度がございまして、その届け出が市町村林整備計画に適合していれば、市町村長はこれをオーケーとするわけですが、実際問題、その後、その更新の方法について、きちんと植栽しますという届け出があったにもかかわらず植栽をしていないという事実が判明いたしますと、まずは行政指導をします。その次に、それでも直らないということになりますと、市町村長が勧告をいたします。それでもなお植えられていないということになりますと、造林命令という命令を出します。最終的には、そういった命令を聞かないということになりますと、罰金という形での処理になるということです。行政指導から始まって、最終的には罰金を科するという形で制度的にはできております。

○天野委員 それでは、届け出の段階で再造林が記入されていなかったら、届け出は許可されないということでもいいですか。

○矢部計画課長 森林計画の基準に合致しないというような届け出であれば、それはその届け出そのものを変更させるということになります。それでも変更しなければ、もちろんそれは受理いたしません。

○天野委員 もう少しわかりやすく、素人にわかるようにお答えいただきたいんですけども、要するに、皆伐がされているところがあるとして、それは再造林が届けられていないで皆伐がされるということはないということですか。

○矢部計画課長 伐採をするときに、伐採した後の更新、植栽をどうするかということをおわせて届け出をしてもらうという制度になっておりまして、伐る前に、その後どうするのかということをおきちんと市町村長は意思を確認する、届け出の内容を確認できるということになっておりますので、伐られたからその後どうするかということではなく、伐る前に確実にその後の植栽をどうするかということを確認して、伐採もいいという制度にしています。

○天野委員 ですから、再造林が約束されていない皆伐はないということですね。

○矢部計画課長 制度的にはありません。

○沼田森林整備部長 補足させていただきます。

森林を伐採するときには、今ご説明いたしましたように、伐採届と、伐採後の造林をどうするかという届けを出します。そのときに伐採方法とかいろいろなものを書くようになっていきます。その後の造林、更新の問題ですが、これは制度的には、例えば保安林であって、指定施業要件という保安林の取り扱いを細かく規定しているものがありますが、そういった中で植栽が義務づけられているもの、それから、例えば市町村森林整備計画において、いろいろな公益的機能の発揮上、支障があるので、例えば更新が困難で等の理由で、市町村森林整備計画上、植栽をすべきであると指定された森林がございます。そういったところについては、伐採後、植林をしない届出書が出てきた場合は、それはおかしいということでまず行政指導して、それで届け出の再提出というものがない場合は、先ほど申し上げたような変更命令等々の手続に入っていきます。勝手に伐れないということになっております。

ただ、普通林であって、いわゆる植林を義務づけていないという森林は当然ながらございますので、そういったものにつきましては、的確な更新をしますと、例えばこういう伐り方をし、て天然更新をしますというような届けが出てくれば、それは市町村が市町村森林整備計画全体を見て不適切でない、伐採規模が余りにも過大でないというような場合であれば、いわゆる天然更新というようなものも許容される仕組みになっております。

○有馬会長 よろしいですか。

○天野委員 1つ目の質問についてはわかりました。

2つ目は、先ほどの矢部さんのご説明で、1－1で全国森林計画（案）に対する意見の概要というのがありました。これを全部聞かせていただきました。

昨今、新聞等である大学の某名誉教授が林野庁行政等についていろいろな意見をおっしゃっている方がいらっしゃるんですけども、そういったような方々はこういうような全国森林計画に対する意見の聞き取りがされているときに、ご自分の意見を出してこられておるのでしょう

か。具体的には、京都大学の河野昭一名誉教授などは。

○矢部計画課長 お答えをいたします。

今回のパブリックコメントで意見をご提出いただいた方、個人の方は7名おられるというふうになっておりますが、天野委員がおっしゃった方は、この中には入っていなかったのではないかと承知しております。

○天野委員 わかりました。結構です。

○有馬会長 ほかにいかがでしょうか。

下川委員、どうぞ。

○下川委員 21ページなのですが、内容的な指摘ではなくて、少し文章の表現に違和感、これでもいいのかどうかということで発言させていただきますと、(3)の真ん中よりもちよっと下ぐらいでしょうか、作業道は「一時的な施設である」というふうな表現になっております。その下の作業路については「できる限り簡易で耐久性のある」というふうな表現になっておりまして、19ページに、林道と作業道でヘクタール当たり50メートルを目安として整備するということになっておりますので、これでいきますと、むしろ作業道の格のほうが作業路に比べて下位のような感じがしますので、むしろ間伐で森林を整備していくということになりますと、作業道というのは、これはいわば施業区域における期間の非常に重要な基盤となるものになるのではないかなと、実際そうだと思うんですけども。そうなりますと、例えば、切ったらその後植えて、そして管理が必要ということになりますと、ちょっとこの「一時的な施設である」という表現に少し違和感があるんですが。

○矢部計画課長 まず、作業道の概念でございますが、これはまさにトラックの走行に用いるということになるわけですが、一般的な概念としては、施業の実施期間中に使うものとしての概念がありますので、一時的な施設という表現を使っております。

なお、下のほうの耐久性ということですが、これについては、いわゆる作業路ですので、もう少し簡易な道ということになります。これについてはその施業の、まさに実施期間中に壊れてもらっては困るということで、そういった簡易なものについても一定の耐久性を確保するという趣旨で記載をしております。

○有馬会長 どうでしょうか。

○天野委員 どちらも耐久性が保証されなければいけないものであって、先ほどの委員の指摘のように、私も一時的な施設であるということをわざわざここに入れる必要もなく、もしもここに入れられた意味が深くあるのであれば、説明をしていただきたいと思います。

○沼田森林整備部長 端的に言いますと、林道と作業道の違いということで……

○天野委員 作業道と作業路の。

○沼田森林整備部長 なぜ一時的な施設である作業道とここに書いたかと申し上げますと、いわゆる道、基本的にはまず骨格をなしている林道があります。林道は恒久的な道として、いわゆる未来永劫にわたって使っていく本当の幹線といいますか、一番根幹をなす林道、森林整備にとっての道であるということで恒久施設として林道を位置づけており、林道の整備を図っているということが、まづございます。

それから、ある程度の期間、例えばトラックなども走って道として使っていくものを作業道という呼び方をしております。ある意味、林道とは少し違う意味で、ここに「一時的な施設である作業道」という修飾語を、これは今までもこういう表現としておりましたので、今回の計画の段階で修正を示す下線が引いてございません。従来から林道と作業道の違いをあえて明示的に説明するための「一時的な施設である作業道」と書いていたということです。

位置づけといたしましては、作業路というのは、作業道からさらに先に行きまして、実際の作業段階において、車両系の林業機械も通れるような本当の簡易な道ということで作設をしてきている。ただ、そういった道を作設する場合、往々にしてすぐ壊れてしまうというような批判がありましたので、そういったことがある意味積み重なってきて、ここの作業路のところでは、「できる限り簡易で耐久性のある構造で」という表現になったということです。経緯的なお話をさせていただいて恐縮でございますが、そういったことでこういった文章になっておりますことをご理解いただければありがたいと思っております。

○天野委員 よくわかりません。

○有馬会長 下川先生。

○下川委員 今の時代状況は変わっていますので、それを見通しながら、その事実上というか、現実には照らし合わせて、作業道というのがそういう役割をやっぱり果たしてこななければいけないし、そのためにしっかりしたものをつくるという考え方が私は必要なのではないかなというふうな意味も込めております。

○沼田森林整備部長 私どもとして、全体の文意が伝わっていればいいといいますが、都道府県含めて趣旨がきちんと流れていけばいいと考えておりますので、私の考え方としては、ここの作業道の前の修飾語、「一時的な施設である」という部分は、削除しても何ら差し支えはないと考えております。

○有馬会長 今のご発言に対して、もう一つ、ここの「できる限り」はどうでしょう。「でき

る限り簡易で」というのは、これは残っても構わない。

○下川委員 その表現は、はい。

○有馬会長 残ってもかまわないということですね。

○下川委員 はい。問題ないと思います。

○有馬会長 そうすると、「一時的な施設である作業道に」という、この「一時的な施設である」というのはとるという形にしたいということでございますが、よろしゅうございますか。

○天野委員 はい。

○有馬会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○天野委員 林政審議会の委員になって1年目なのでお聞きするんですが、今、先ほどあなたが教えていただきました、林道と作業道と作業路と。この作業路というのは昔からずっと使われてきていた言葉ですか。それとも近年になって使われているのでしょうか。

○沼田森林整備部長 いわゆる全国森林計画といったレベルで作業路という言葉が入ってきたのは、森林・林業基本計画のころだったと、記憶の範囲で申しわけございませんが、ここ数年の間だと思っております。

ただ、予算上は、それまでは林道とか作業道とか、場合によっては基幹作業道という言葉を使っておりました。予算上は、作業路がつくれるようなものがございしますが、それはずっと以前から、例えば間伐をするときに伴って作業路という予算上つくれるものはもう数十年の歴史がございします。

○天野委員 いずれにしても、この「一時的な施設である」というのが入れられたときにちょっと危惧したのは、林道があって、作業道があって、作業路があって、それが全部一体となっていて使われているものなのに、わざわざなぜここで、ここだけ「一時的な施設である」というふうにやっちゃったのかなというふうに思ったんです。だから、これが一体となっていていつもこれからどんどん使われる、10年に1回の間伐のときだけ使われる作業道であるというふうな意味ではなくて、それがいつも日常的に使われるような日本の森になるという意味でございしますね。

○沼田森林整備部長 そのとおりでございます。

○有馬会長 櫻井委員、どうぞ。

○櫻井委員 今の話の中でのことですが、ちょっと気がつきましたので言わせてもらいますと、作業道についてはそれなりに法律的な決まりがあって、法律だか、ちょっとそのところはわ

かりませんが、「一時的な」というのがいいと思うんですが、下のほうの「できる限り簡易で耐久性のある」、この話ですけれども、やっぱり作業路であってもいろいろな今後、森林整備に使うものであるという考え方があるので、「耐久性のあるもの」というふうに入れたんだと思うんです。そうすると、「できる限り簡易で」というこの書き方がちょっと気になりまして、やっぱり「簡易であっても耐久性のあるもの」、こういうふうに書きかえるなり、「簡易であってもできる限り耐久性のあるもの」、そんなふうな話にならないかという検討をしていただければと思います。

○有馬会長 下川先生は、まあ、いいんじゃないかというお話だったんですけど、どうでしょうか。ただ、何だかこれをもってつけたような表現なので。

どうぞ。

○天野委員 今、委員のほうからご指摘があったことは非常に重要だと思うんです。簡易な作業路が最近、増えているということもあって、心配している人もあります。ですから、一番重要なことは、耐久性がある作業道であり作業路であるということが重要視されるわけで、できる限り簡易なものではだめです。やっぱり耐久性のあるもので簡易なものが望ましいという意味にさせていただきたいと思います。

○有馬会長 これはむしろちょっと現場サイドのあれをお聞きしたほうがいいと思うので、前田委員、どうぞ。

○前田委員 いろいろ意見はございますかと思いますが、やれば一番よくわかります。ここに書いてあることが、どうしてこういうふうになきゃいけないのかということもわかりますし、さっき、「一時的な施設である作業道」、「一時的」と何でつくのかも、それは保安林だと形状変更とかそういうを出していますから、それだと一時的ですから、だから絶対「一時的」とつけておかなきゃ、じゃ、もうこれで永久的に使っていいんだ、もう植えなくていいんだ、復旧しなくていいんだと私はやります。

だから、そういう意味でここに書いてあることは、私は何でこういうふうに書いてあるかということとはよくわかります。ものすごくいろいろな届け出をしないと、さっきの皆伐のことでもそうなんですけど、もう私たちは本当に、うちの主任なんかはもう届け出ばかり書いているようなことになっています。

それがないと作業ができないとなっていますので、この間もちょっと、お恥ずかしい話があるんですけども、作業道と土場をつくったらちょっと面積が大き過ぎて、皆伐だと言われて、後でてんまつ書を書いて、植えますという届けも出しました。だから、ちゃんと現場系の人が

ついて見張っているということなんです。うちがそういうことになったらすぐに来て、後付けではできないのでということで、てんまつ書で、後でここをちゃんと造林しますよということで通ったんですけども、現場から言えば、ここに書いてあることはよくわかります。言葉で遊ばないでいただきたい。

現場のサイドから言ったら、言葉よりも本当に、言葉が先に立ってしまっ、我々が動けないようにはしないでいただきたいということがあります。「簡易で」というと、何だか低レベルみたいな言い方に今度なってしまったりとかそういうようなことになるので、本当に言葉は言葉だと思うのですが、現場が動きづらくなるような言葉遣いは本当にやめていただきたい。やっぱりある程度、解釈が可能なように、我々が動きがとれるようにしていただいているほうが我々は、それは性善説でみんながこれをいいほうにとって使うかという問題があるかもしれないんですけども、ある程度は自由度というのがないと、我々は動けなくなってしまう、林業が廃れていくということになるかと思います。

○有馬会長 海瀬委員。

○海瀬委員 ほとんど同じ意見なんです。保安林の場合に問題があるんです。「一時的」と入っていますから非常に助かっているんです。ところが、恒久的なものとなりますと、保安林の解除申請から始まりまして、なかなか通るものではないものですから、これは非常に困ると。だから、一時的で、あくまでも一時使用が終わったらそこに木を植えなさいという指導ですから、木を植えます。ただ、次に使うときはその木を切ります。形だけなんですけどね。そういう処理をしながら作業道をつくって処理をしております。

ですから、このぐらいどうだって僕はいいと思うんです。削っても。ただ、作業道の解釈を根底から変えることがあった場合に非常に困るということを申し上げたいと思います。

○沼田森林整備部長 保安林の許可の関係についてのお話がございましたので補足をさせていただきますと、林道であるから、作業道であるからということで、例えば作業許可でできるとか、そういう整理は、実は今はしておりません。専ら林業の用に供するというので、幅員が4メートル以下のものにつきましては、林道であれ、作業道であれ、作業許可でできるようにしております。

ですから、そういった意味で、今、海瀬先生がおっしゃいましたように、林道、作業道という意味を変えないという、私どもも変えるつもりはないんですが、この文章上、一時的な施設であるというものを削ったとしても、私どもとしては影響はないだろうと考えております。

○有馬会長 山根委員、どうぞ。

○山根委員 1ページの終わりのほうで、「このように、我が国の森林は」というところの最後に「国産材の利用拡大を通じた林業の再生を図っていく重要な時期を迎えている」というように書いていただいているのは非常によいと思うわけですが、だんだんトーンダウンをいたしまして、21ページでは（４）になってしまっているというところが、ちょっと何とか大きな頭文字ぐらいにはならんのかなというような気がいたしますが、いかがでございましょうか。

○有馬会長 今のご意見はちょっとあれとして、一応この作業道の話はけりをつけたほうがいいと思いますので、どうでしょうか、前田委員、今のここのところの点については、これが残さないといけないというご意見ではないんですね。

○前田委員 ないですけど……

○有馬会長 ないんですけども、今の先ほどからの話で大体ご了解いただいたということでしょうか。「一時的な」というのは一時的な施設であればとっても問題なかろうと。「一時的な施設である」というのが入ると、確かに作業道が2つも3つもあるような感じがしないでもないんですよ。そういう誤解を招かないでもないんですけども、これはとっても、恐らく保安林の場合の扱い何かはそれなりのやり方があるだろうということでございますので、これをとらせていただくという形で一応けりをつけたいと思います。それから、「できる限り」はいいですね。

それでは、山根委員のご指摘ですが。

○矢部計画課長 それでは、山根委員のほうから、流通・加工体制の整備のところの記述、もう少し何とかならないのかということですが、実は冒頭の全国森林計画の位置づけなどについてもご説明をさせていただきましたが、全国森林計画につきましては森林の整備保全のための資源計画の位置づけという形をとっておりまして、その計画内容につきましても、ここの部分については森林施業の合理化に関する事項という計画事項の中での記述ということです。

ですから、もちろん「まえがき」のところで全体を見通した位置づけなり考え方についてはしっかりと、木材の需要、国産材の需要といったものを書いておりますが、具体の計画事項、森林施業の合理化に関する事項という中での記述ということになりますと、やはりこういった順番での扱いにせざるを得ないのかなと思っております。

林野庁の施策全体からすれば、まさに山根委員がおっしゃったような部分というのは中心に据えて施策を展開しているということでご理解をいただきたいと思います。

○有馬会長 よろしゅうございますでしょうか。

どうぞ、早坂委員。

○早坂委員 やっぱ21ページの、今、山根委員のおっしゃったところなんですけれども、
（５）その他の上ところに「安定的かつ低コストに供給し得る体制の整備」ということがある
んですけども、低コストというのは安く売ることなのか、どうしても安く売ること
であれば、それを必ず入れなくてはいけないでしょうか。今、木材は価格が低迷していまし
て大変困っている中で、わざわざこの「低コスト」という言葉が入ると、果たしていいんだろ
うかと疑問に思いましたので、何か検討していただけないでしょうか。

それからもう一つ、あと「持続可能性の証明された木材」というのがちょっと理解できなかつたので、ちょっとだけ教えていただきたいと思います。

以上です。

○矢部計画課長 低コスト化という言葉でございますが、これはまさに価格を安くするというよりも間の流通過程が多段階で、間に非常にコストがかかってしまうという部分を、より低く抑えましょうという意味での低コストということでございますので、ご理解をいただければありがたいと思います。

なお、次の「持続可能性の証明された木材」というのは、いわゆる世間的に違法伐採された木材が使われているということが非常に問題になっておりますので、我が国で木材を使う場合にはきちんと違法伐採されていない、そういう証明がされた木材を使いましょうということで取り組んでおります。これはグリーン購入法でそのようになっておりますが、そのために、国内では、例えばきちんと森林施業計画に合致して伐られたものについて証明書を発行して使っていただくというようなことをやってきておりますので、そういう意味での持続可能性の証明です。

○有馬会長 よろしいでしょうか。ちょうど今の文章のところで「安定かつ低コストに」というところ、この「に」と「で」とどう違いましょうかね。

○山根委員 「低コスト」は前にあるんじゃないですか、品質及び性能。

○有馬会長 ここに来るから何となく、「供給」に来ちゃうからね。それと「に」と「で」というのもちょっとニュアンスは違うと思うんですが、私もどっちがどっちだか、だんだん見ているとわからなくなっちゃうものだからお聞きしたいんですが。コストは結局、作業のところなるべく低コスト化をしようという意味なんですよ。だけど、供給というところになっちゃうと、値段のことを言っているみたいにとられるというご指摘だろうと思うんですけども。前のところに「加工コストの低減」というのが入っているんですよ。ここに入っているから。ダブっちゃっているんですね。これはとってもいいですね。むしろ今のご趣旨だったとしたら、

これは加工コストの低減でもう言っているから、ここはとっておかしくないような感じがいたしますけど。

○岩川委員 安定供給の中には価格も入っているよね。

○有馬会長 安定的に供給すると。ご趣旨がそうだったらそうですけど、いや、やっぱり安くしなければいかんというご趣旨だとしたら話は別ですけど。

○矢部計画課長 確かに全体を見ますと、委員おっしゃるような形になっておりますので、「大量、安定的に供給し得る体制」というつながりでいけるのではないかと思います。

○有馬会長 では、よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょうか。大分いろいろと、前に2回やっていたんだけど、やはりいろいろやるといういろいろ気になるところが出てくると。これ、もう3年か4年この文章で来たというぐらいいな感じもしておりますけど、やっぱりこういうことがあるということもまた大事なことでありますので。

山根委員、どうぞ。

○山根委員 先ほどのご説明はよく理解できるんですが、森林の整備保全等に関する具体的計画を定めるのがこの計画であるということなんですが、今までは国産材の利用拡大という視点が抜けていたもので、今日があると。よって、この視点が重要になってきたんだというように思えてここへ書かれておるんだらうと私は認識したんですが、それならばもう少し大きく取り上げるべきではないかなというように思ったんですが、いかがでしょうか。

○有馬会長 これはどういう具合に。「まえがき」のところで書いてある文章ですよ。これはいいんだけど。

○山根委員 2ページの後ろのほうにも書いてあるんです。流通の効率化、製材・加工の大規模化等、生産、流通及び加工段階における条件整備を一体となってやらないけんと、こういうふうに書かれておって、この「まえがき」きはしっかり抑えられておるようにも思うんですけど、そこから後ろへ移ったときに、もう合理化の中の一項目になってしまっているというのが気になりました。

○沼田森林整備部長 お答えになるかどうかわかりませんが、林野庁の施策全体につきましては、本当の根幹部分と申しますのは、森林・林業基本計画がございます。前回は平成18年に改定させていただいたものがございます。こういった基本計画につきましては、森林、林業、それから木材産業と、すべてにわたって林野庁の政策の方向を明らかにしているというようなものがございまして、そういった中で反映していくべき性格のものだと思っておりますし、私ど

もとしてもそういった基本計画を踏まえながら、また、その都度その都度の状況を見ながら、例えば各年度の、今であれば概算要求ですが、そういったものに反映させていただいているという状況がございます。

それで、この全国森林計画の性格ですが、林野庁の施策全般をカバーするというものではなくて、やはり森林の部分にターゲットを置いて、森林の資源的な整備を図っていく、あるいは保全を図っていくというような計画の中身になっておりまして、そういった意味で、森林の整備、例えば間伐をどのくらい行うかとか、林道をどのくらい整備していくかとか、そういった国としての基本的な施策の方向を明らかにする、具体的な数字をもって明らかにする計画になっているところでございます。

私どもの意識としては、いろいろ状況変化がございますので、「まえがき」のところでは、最近特にここ2年ほど自給率も上がってきておりますし、そういったものをやはり反映というか、受けとめて、こういった森林の整備なり保全というものを図っていかなければいけないという考え方のもとに、「まえがき」の部分ではきちんと書かせていただいているということでございます。ただ、そういったものは、全国森林計画の計画事項としては施業の合理化に関する事項ということになるわけですが直ちに全国森林計画の計画、森林そのものとしてなかなかダイレクトに受けづらい部分もあるということをご理解いただければありがたいと思っております。

私どもとしては、今、山根先生がおっしゃったようなことは、例えば前回ご説明いたしましたような予算できちんとした対応をとっていきたいと考えているところでございます。

○有馬会長 どうでしょうか。

倉沢委員、どうぞ。

○倉沢委員 21ページで、先ほどご質問があつて、もうお答えいただいた件なんですけども、

(4)の流通・加工体制のところの下のアnderラインをしてある部分、「合法性・持続可能性の証明された木材」、ご説明を受けて意味はわかったんですけども、受けないと、これは全然わからない。ご説明をいただいたのでわかったんですけども、文章にその説明が反映されていないとわかりにくいのではないかなと思うんですが。このアnderラインの部分です。「合法性・持続可能性の証明された木材」というのが何のことなのかというのは、私見落としているのかもしれませんが、どこかほかのところでも説明がございいますか。こういう表現がどこか前にあつて、繰り返しならばそれでいいんですが。ということです。

特に念頭に置いていらっしゃるのが輸入材とかそういうものも含めたことを言っているし

やるんだとすれば、これ全体は国内の森林ということを念頭に置いて書かれている計画案だと思うんですが、その中でこれが突然出てきても、ちょっとわかりにくいのではないかなという気がしたんですが、いかがでしょうか。

○沼田森林整備部長 私どもとしては基本的な考え方として、「まえがき」のところで、世界的に木材需要の増大や森林の減少・劣化が進行する中で、きちんとした森林整備なり林業の再生というものを図っていく、そういった時期に入ってきているというようなことでございますけれども、そういった意識は当然のことながら持っております。

そういった中で、外国の資源がタイトになってきているという問題もございますし、それから、いわゆる違法伐採という問題も、G8の前の環境大臣会合とか、そういったもので話題として取り上げられておりますし、声明も出されております。

日本としても、国自らこういった世界の森林資源を持続可能なものとしてきちんと管理していくという方向性を明文化して、きちんとやっていく必要があるだろうと考えておりまして、今、具体的には、例えば政府調達段階で、いわゆる合法性証明がなされたものでないと調達できないとか、そういった仕組みにはなっておりますが、さらにこういったものを民間レベルも含めて普及していく必要があるだろうと考えております。

ですから、合法性証明なり、先ほど申し上げましたような市町村長による証明でありますとか、それから、国際的な民間の認証機関による証明でありますとか、そういったものも活用しながら、そういった木材の利用・普及に努めていきたいという趣旨をここであらわしたものだというふうにご理解いただければと思っております。

○倉沢委員 ご趣旨は非常によくわかりますし、私自身、ぜひそのことはここに、むしろもっとたくさん含めていただきたいと常日ごろ考えている立場の者ですから、これが入っていることが問題だとかいうのではなくて、一般の国民向けの、そもそも計画案というのはだれ向けに書かれたものなのかなという原点に戻って考えてみたんですけども、恐らく国民への説明ということが当然あるわけです。とすれば、もう少しわかりやすく書いていただいたほうが、おっしゃった意味がもっとよくわかって、国際的な問題と、自分の国のことだけ考えているのではなくて、全世界的な問題とリンクさせてこれだけ考えているということをもう少しはつきり書かれたほうが、ここでそのことを言っているんだということを書かれたほうがいいのではないかなと、そういうことです。

○福田国有林野部長 ちょっといいですか。例えば、持続可能性という言葉はちょっと固いので、持続可能な森林経営から生産された木材とか、口語に訳すとそういう、例えば森林計画等

に従って持続可能な森林経営から生産された木材、供給された木材というのを持続可能性と言っております。表現ぶりの問題じゃないかと思うので、合法性は単純に合法と言っているのですが、もちろん法令に違反しないということだと思うので。

○有馬会長 これは国産材にも係る話ですよ。

○福田国有林野部長 そこを書きかえればよろしいのではないかと思います。

○有馬会長 今ご指摘の幾つか、山根委員のご発言とも全部絡んでいると思うんですよ。ちょっとこのところ、確かに今言われたように、少し工夫をされれば、ちょっと考えていただいて。ご趣旨はもう大体わかりましたので。

ほかにいかがでしょうか。

鷺谷先生、どうぞ。

○鷺谷委員 直すとかそういう問題ではないんですけれども、24ページの下線部の部分で、「衛星デジタル画像等を活用し」という文言を入れていただきまして、科学的な管理に向けて一歩踏み出すことができそうで、大いに評価させていただきたいと思います。

それで、これを直す必要があるというようなことではないんですが、実際のことにに関して、政策を実施していく際の留意すべきことについて一言述べさせていただきたんですけれども、最新の画像データを利用して正確な現状把握というものが必要になるわけですが、外国の衛星の画像データを使うとすると非常にコストがかかります。それで、日本でも「だいち」という衛星があって、もう既に画像がたくさん供給できる体制になっていて、ブラジルの違法伐採などの摘発などにそれが寄与しているということなんですね。ですから、ぜひ日本の森林の管理にも、「だいち」の衛星が撮った画像データを活用していくことをして、外国のことよりも日本でまず森林の管理に使っていただくといいのではないかと思いますので、そうすると、この「だいち」を運営している文部科学省とかJAXAなどとの連携というのが必要になってくるのではないかと思います。いろいろな予算が減少しつつある中で、科学技術予算は余り減少していなくて、非常に多大な国費を使って衛星の画像データというのは撮っていますので、その活用をしていくということはとても重要な課題ではないかと思います。

以上です。

○有馬会長 具体的などれを直せということではなくて、むしろこれを運用上、積極的に展開してほしいと、こういうご発言のようですが、いかがでしょうか。

前田委員、どうぞ。

○前田委員 今のにもちよっと通ずるかと思うんですけれども、この全体の案を読んでいる中

で、関係諸機関とか関係機関との連携とか協力という言葉が全然見当たらないんです。

私たちは林業の現場を預かりますから、どうしたら低コストにできるか、またどんどん今ユーロが下がっていると、今まで強気だったのに逆に相手が強気になってくとも考えると、ますますどうやって低コストで出していくかということを考えなければいけないんですけれども、我々が施設整備、例えば作業路とか林道とかできる限界というのもあるんです。

でも、逆に、例えば風力発電とかそういうところは、もう今道路までつくって自分たちで風力の羽を運んだりしているわけです、山の上まで。その後、その道路を我々は十分使えるわけですから、そういうような関係機関とか、協力できるところとは連携しながら進めていくという一言があれば、そういう、今ほかに森林を活用して事業を考えている人たちに入ってきてもらいやすくなるんじゃないかと思います。

○有馬会長 今のご発言は非常にごもっともなことだと思うんですけど、どこにこれを入れるというあれではなくて、むしろ今後の運用でということですね。

○前田委員 入れるというわけではなくて、ここにはないのが残念だという話です。

○有馬会長 実際に林道、農道、みんなそのあたりが一番重要な視点になろうかと思っておりますけれども。

いかがでしょうか。大変貴重なご意見をちょうだいいたしましたけれども、このあたりで一応とりまとめをしたいと思いますが、趣旨としては私の聞いた感じでは、よかろうというご趣旨のようですが、先ほどの文章はどうでしょうか。ここで直さなくてはいけないことでもないですね。

ご趣旨は、先ほどのところだけちょっと文章を少しいじるということなんです、この全体が流れるのでこのところだけは絶対修正文章でないとまかりならんということのご意見はなかったような気がいたしますので、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。大体こういうとりまとめとして適当であるという旨の答申をしたいという具合に考えますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、答申文の案を配付いたしますのでご確認をいただきたいと思います。答申文は、いつものように非常にそっけない文であれなんです、大変重要な意味を持ちますので。先ほど申し上げましたように今いただいた、若干、文章を少し訂正することについてはご一任いただきたいということですが、よろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございます。それでは、そのように答申させていただきます。

それでは、引き続き議事を進めます。

議事2でございますが、次期森林整備保全事業計画の検討状況につきまして事務局から説明をお願いしたいと思います。

○矢部計画課長 それでは、引き続き、計画課長の矢部でございます。

お手元の資料番号2でございます。次期森林整備保全事業計画の検討状況についてご説明をさせていただきます。

まず、森林整備保全事業計画の概要でございます。この計画は、農林水産大臣が全国森林計画、先ほどご審議いただきましたものですが、この最初の5年間に係る森林整備保全事業の実施の目標、それから事業量を定めるもので、林政審議会のご意見をお聞きした上で、閣議決定を経て樹立ということになります。

既に春の林政審議会では、こういったことで検討させていただきますということをお話をさせていただいておりますが、具体的に森林整備保全小委員会というのを林政審議会の施策部会の中に設置をいただきまして、その小委員会の中で具体的な成果指標に係る検討を行っていただいているところでございます。

これまでの検討状況ですが、真ん中ぐらいに「また、」というのがございます。最近の森林・林業を取り巻く状況の変化、それから、国民にとってわかりやすい成果指標とすることを念頭に検討を行っているところでございます。

今後の審議日程ですが、先ほど申し上げました小委員会におきましては、11月を目途にいたしまして成果指標のとりまとめを行いまして、林政審議会には12月以降3回程度の説明、ご審議を経て諮問・答申とを行い、最終的には来年の春に樹立を予定しております。

具体的な内容を少し説明いたしますと、2ページの成果指標に係る検討状況ということで、いろいろこれまでご意見いただいたものを簡単に整理してございます。

全般的には、森林の整備・保全に関する成果は、その効果が発現するまで非常に長時間を要するという特徴を有しておりますので、そういったことにきちんと配慮するということが必要ではないか、それから、地球温暖化防止のための森林吸収目標につきましては、次期計画においても何らかの形で位置づける必要があるのではないかと、それから、各指標に関連してストックとフローの関係を明らかにして、アウトカム（成果指標）に至る過程がわかるようにすべきではないか、という意見をいただいております。

なお、具体的な成果指標ごとの中身ですが、大きく4つの分野、1つ目が国民が安心して暮らせる社会の実現、2つ目が森林と人とが共生する社会の実現、3つ目が循環を基調とする社会の形成、4つ目が活力ある地域社会形成への寄与と、4つの分野ごとに全体で8つの指標を

設定しております。

現行の指標をここに書いておりますけれども、国民が安心して暮らせる社会の実現の指標の①、例えば現在の指標は、育成途中の水土保持林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を63%から66%に上げていこうということですが、これについては、水源かん養機能を発揮すべき森林の整備面積が重要であって、齢級を9齢級で区切る必要はないのではないか、といったご意見等々、現在、ご意見を踏まえて、具体的にどういった改善ができるのか、あるいはどういった新しい指標が考えられるのか、といったことについて検討をしているところです。

なお、先ほども申し上げましたが、3ページに、これまでの審議経過と今後の予定を書かせていただいております。来年の4月ごろに閣議決定という形で具体の作業を進めていくこととしておりますが、その間、林政審議会のご意見をお聞きして、諮問・答申をいただくという形で考えております。

簡単でございますが、以上が検討状況でございます。

○有馬会長 どうもありがとうございました。

ご質問等がありましたら伺いしたいと思いますが、こういう状況で進捗しておるということですが、いかがでしょうか。早目に何かこれだけはちゃんと言っておかないといけないということがありましたら、伺いしておいたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

前田委員、どうぞ。

○前田委員 循環を基調とする社会の形成ということで、木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量という指標が出ているんですけども、今植わっているものは多分育っていくと、増えていくと思うんですけど、これを結局切ってしまったときに、今日植えたら、明日、鹿やいのししが食べちゃうという世界では、根底で循環を断ち切られているというわけですので、そういうことをちょっと、今後主伐期に入っていく森林が多い中で真剣に取り組んでいく必要が、そこで循環がもう切られてしまうわけですから、循環できないわけですから、取り組んでいくことが必要かと思います。

○有馬会長 どうぞ、下川委員。

○下川委員 2点だけ、ぜひ議論して検討しておいていただきたいと思いますと思いますが、指標②にかかわって、最近、随分雨は降るんですが、林地の崩壊だとか、非常に起きにくくなっているという現実がございますので、この点はきちっと評価をしていただきたいと思いますということが一つ。

それから、指標④にかかわって、これは上の指標の防災にも関係していると思うんですが、日本は海岸が非常に長くあります。津波ですとかそういうものにかかわって、海岸林の造成、

あるいはその充実というのは非常に今重要なのではないかなというふうに思います。量的な問題だけではなくて、ぜひ質的なところからも評価をしていただくように、不十分であれば、やはりそれなりの改善をするということが必要なのではないかなと思います。

そういった点について、ぜひ委員会のほうで議論をしていただければと思います。

○有馬会長 恐らく今、下川委員のご指摘のことは、後の松くいの話とも若干関係すると思いますが、いずれにしても、今のお話のような津波、海岸林を守ることだろうと思います。ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。これは櫻井委員から何か若干なりともコメントしていただけるようでしたらお願いします。特にないのであれば結構ですが。

○櫻井委員 特にはないんですが、実際に時代によって要請がかなり変わってきますので、5年たって現在の要請に合わせるということは必要だと思います。ただ、基本的に5年前につくった指標が全部ひっくり返るということではなく、目標があり、それに合わせて具体的な要請にどうこたえていくかというチェックポイントをしっかりつくっていききたい、そのように考えておりますので、今のご指摘は参考にさせていただきたいと思います。

○有馬会長 よろしいですか。では、どうもありがとうございました。

それでは、議事の次になりますが、気候変動枠組条約次期枠組み交渉における森林関連の議論について、事務局からご説明をお願いいたしたいと思います。

○渋谷研究・保全課長 研究・保全課長の渋谷と申します。よろしくお願いいたします。

横長の資料の3をご覧くださいと思います。

今年から京都議定書の第一約束期間が始まっておりますけれども、国を挙げて間伐など森林経営を進めているところでございます。一方、世界の動きとしては、既にポスト京都、2013年以降の枠組みについて交渉が始まっているという状況でございます。

目次の次の1ページをご覧くださいと思います。

4月からの交渉の流れでございます。一番上がメーンの流れでございますけれども、締約国会議一通称COPと言われておりますけれども、通常、毎年12月に開かれております。今年は第14回目でポーランドのポズナンというところで開催される予定になっております。また、来年はデンマークで行われるということが決まっております。

今年、これに先立ちまして、7月に洞爺湖サミットが開かれたことは皆さんご承知のとおりだと思いますが、この会議におきまして、2050年までに温室化効果ガスを半減するということが合意されております。

交渉の枠組みとしては、一番上の締約国会議の下に、2013年以降の枠組みについて議論いたしますための特別作業部会—通称AWGというのが置かれておりますけれども、こういったAWGあるいはSBSTAといった会議を繰り返しながら、COPに向かっていくというような流れになっております。

森林関係の主な議論といたしましては2つございまして、1つが、途上国で深刻になっております森林減少に由来する排出の削減という議論でございます。この議論は、もう既に2006年から技術的な視点についての検討というものが始まっておりまして、我が国も今年の6月に技術論に関します公式のワークショップをホストしております。積極的にこの議論に参画しているというところでございます。

また、もう一つが、直接関係いたします先進国の吸収源の取り扱いに関する議論でございます。これにつきましては、昨年末、12月ですけれども、インドネシアのバリにおきまして議論が交わされましてバリロードマップというのがつくられておりますけれども、今年3月から本格的に議論に着手するということになっております。

全体のスケジュールといたしましては、現在のところ、来年のデンマークで開催されますCOP15で次期枠組みについての合意を目指すというような流れになっております。

次のページ、2ページをご覧くださいと思います。

先ほど長官からお話がありましたけれども、8月21日から27日まで、アフリカのガーナ共和国のアクラという場所で特別作業部会が開催されました。この会合におきましては、アメリカを含みますすべての条約締約国の取組について議論する条約のもとでの特別作業部会というものと、先進国の削減約束について議論いたします京都議定書のもとでの特別作業部会という2つの会合が開かれています。若干、その参加国は異なるということでございますけれども、出張者は2に書いてあるとおり、林野庁からは島田次長を初め多くのメンバーが出席しております。

3ページ目が会議の結果の概要でございます。

まず、条約のもとでの特別作業部会におきましては、主に途上国の森林減少に由来します排出削減のための施策、あるいは途上国にインセンティブを付与する方法などについて議論が行われまして、これについては引き続き検討していくことが話し合われております。

また、京都議定書のもとでの特別作業部会につきましては、森林吸収源の取り扱いにつきまして各国からさまざまな意見が提出されましたけれども、右に書いてあります4つの方式にとりまとめられたということでございます。次回、12月にポーランドのポズナンで行われる会合

では、引き続きこの4つの方式を基本に検討が進められるということになっております。

我が国といたしましては、森林の齢級構成にかかわらず、持続可能な森林経営の取組をきちんと評価できる仕組みといたしまして、①にあります、第一約束期間と同じ方法でございますが、グロスネット方式というものを提案しているところでございます。COP14以降の交渉が加速化するということが見込まれておりますけれども、来年末、COP15で次期枠組みについても森林吸収源が適切に位置づけられるように、引き続き交渉に当たってまいりたいと考えておるところでございます。

今後とも適宜この会議の進行状況等につきましてご説明、ご報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○有馬会長 いかがでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 今ご説明がありました、途上国の森林減少に由来する排出の削減—REDDについてですけれども、これは現在どんな議論がされているのかいうことをちょっとお伺いしたいと思います。といいますのは、我々製紙業界としては、海外植林に相当力を入れてお金をかけて進めているんですが、これが何かこういうことで評価されるような可能性が出てくるのかどうか、インセンティブが出てくるのかどうか関心がありますので、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○渋谷研究・保全課長 ただいまご意見ありましたとおり、第一約束期間につきましては、途上国におきます植林に関するCDMの仕組みが非常に煩雑で難しいと。特に算定の仕方等について難しいということで、余り進んでいないということに関連したご質問だと思いますけれども、そういったことも含め、途上国に対するインセンティブについてもどうしていったらいいかと。第一約束期間に関するさまざまな課題というものも含めながら検討はされているというふうに聞いておりますけれども、非常にやはり算定方法等についてはさまざまな意見があるということで、今後まだ予断を許さないというような状況が続いているんじゃないかと思っております。まだしばらく時間はかかるかなというふうに思っております。

○有馬会長 どうでしょうか。

これは若干私の希望でもあるんですが、第二約束期間のもう一つ重要な課題は、伐採木材の扱いだと思うんですね。やっぱりこれは都市の問題とも絡む、それから木材を使うということに直接絡んでくるので、伐採木材の扱いが最近何かちょっと下火だという私は印象を受けてい

るものですから、これは特にやっぱり先進国が何をやるかというときに大変重要な位置づけになろうかと思しますので、そのあたりを何らかの形で、多分これは日本がなかなか言い出さないとできない可能性もありますね。そのようなこともちょっと一つお含みおきいただければと思っています。

いかがでしょうか、ほかに。よろしいですか。大体経過をご説明いただきましたが、これについてはこれからやっぱり、第一約束期間もさることながら、第二約束期間に対しては大変重要な位置づけになろうかと思しますので、林業・木材産業にとっては正念場に来ているという具合に感じておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に行きたいと思ひますが、議事（２）の③になりますが、松くい虫被害対策につきまして、事務局よりご説明お願ひいたします。

○猪島森林保護対策室長 森林保護対策室長の猪島でございます。

平成19年度における松くい虫特別防除の効果調査及び自然環境等影響調査についてご報告をさせていただきます。お手元の資料ナンバー４の松くい虫被害対策についてをご覧いただければと思ひます。

目次をめぐっていただきまして、まず１ページの右のグラフを見ていただければと思ひます。平成19年度の松くい虫被害量は全体で約62万立方メートルとなり、平成15年度以来５年連続して減少しております。被害の発生地域は前年と同様、北海道と青森県を除く45都府県となっております。被害は少しずつ減少してきておりますが、一部の地域では高温少雨等の影響で増えているところも見られ、高標高地域等これまで被害のなかったところでも被害が発生しております。こうしたところでは一層対策を講じていく必要があるというふうに考えているところでございます。

続きまして、２ページ目でございます。

よくご存じの方もいらっしゃると思ひますが、松くい虫の発生メカニズムに合わせまして、薬剤の散布でありますとか、あるいは被害木を伐倒して材中のマツノマダラカミキリの幼虫等を駆除するなどの対策を進めているところでございます。

３ページ目は対策の方針でございます。

都道府県あるいは市町村に保全すべき松林というものを指定していただきまして、このエリアについては被害を収束することを目的に駆除を行います。右の図で見ますとコアの部分の保全すべき松林です。この周辺の松林についても一体的に防除を行いながら、カミキリの侵入を防ぐために計画的に樹種転換を図ります。守るべき松林を中心に重点的な対策を講じていると

ころでございます。

続きまして、4ページ目でございます。

実際の対策の概要でございますが、左に丸で記しておりますように4つの柱で実施しております。保全すべき松林については、薬剤散布とか樹幹注入、伐倒駆除等を行い、防除技術者の育成等体制の整備を図っております。また、抵抗性品種の供給体制の構築でありますとか、年を越して枯れるものをきちんと把握できるような被害木探査の手法、こういったものの開発を今行っているところでございます。

続きまして、5ページに移っていただきたいと思います。

現在、松くい虫被害の先端地域となっております東北地方における対策の概要でございます。東北地方では被害量が急激に増えましたが、現在、農林水産大臣命令により駆除等を重点的に実施しております。こうしたことから、最近は減少傾向にあります。秋田県、青森県の県境地域では、監視活動の強化、また枯れた松の迅速な除去等を行って青森県に被害がまん延しないよう頑張っているところでございます。

続きまして、6ページ目を見ていただければと思います。

松くい虫の被害対策関連の予算について整理をしておりますが、右の表については個々に見ていただければよろしいかと思います。特に先端地域の東北地方の防除対策でございますが、大臣命令により防除を実施しております。また、先月25日、新潟県佐渡市でトキが放鳥されましたが、トキの営巣木となります松林の保全といったことも行っております。

続きまして、7ページでございますが、航空機を利用して薬剤を散布し防除を行う方法、特別防除と言っておりますが、これに係る効果調査と自然環境等への影響調査の概要を説明させていただきます。

調査の実施主体は県でお願いをしております。効果調査については26県で行っておりますが、ここでは効果の把握が可能な16県分の集計整理を行っております。特別防除を実施している「特別防除区」と、現地の状況で対照区として比較できる「非特別防除区」を設けまして、このエリアについて毎木調査を行いまして、どれくらい被害を受けているか、この本数をカウントしております。

8ページにその結果をとりまとめております。詳細は17ページに整理しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

右の表にしておりますとおり、「特別防除区」の方が「非特別防除区」の被害本数より少ない、被害木の比率が低いという結果になっております。被害のレベルを防除対策では一般に

1%未満を「微害」、1%以上5%未満を「中害」、5%以上を「激害」というふうに分けておりますが、「特別防除区」では「微害」が約75%となっておりますが、「非特別防除区」では約40%ということで、平成19年度の特別防除による効果が確認されたというふうに考えております。

9ページは被害本数率の分布状況を整理したもので、割愛をさせていただきたいと思います。

10ページでございますが、自然環境等への影響調査でございます。これにつきましては7県をお願いをして実施し、報告をいただいております。空中散布地域と無散布地域をそれぞれ2ヘクタール設定していただきまして、右の表にありますように動植物への影響や土壌等における薬剤の残留濃度の調査をしております。

11ページに調査結果の報告の概要をとりまとめております。詳細につきましては12ページ以降にありますので、概要を11ページで説明をさせていただきたいと思います。

まず、アの林木及び下層植生の影響でございます。1県でセイタカアワダチソウの葉の一部に黄色の変色が見られましたが、その他の異常は見られておりません。

次に、イの野生鳥類、昆虫類、土壌動物、水生動植物への影響ですが、一部の県では散布に伴って個体数の減少が認められましたが、一定の傾向が認められることはなかったということです。

次に、ウの土壌、河川水及び大気中における薬剤の残留関係でございます。土壌調査では、散布翌日には薬剤が検出されましたが、その後、急速に減少し、乳剤の場合では90日後に、またマイクロカプセル剤の場合は180日後には検出限界値未満、0.001ppm未満もしくはそれに近い低レベルの濃度へと低下しております。さらに、河川水の調査では散布区域外において厚生労働省の指針値を超える薬剤濃度は検出されませんでした。大気中でございますが、散布区域外では環境省が定めます気中濃度評価値を超える薬剤濃度は検出されませんでした。

なお、1県では、散布区域内で、散布直後に気中濃度評価値を超える、これは1立方当たりが10マイクログラムでございますが、この気中濃度評価値を超える数値がありましたが、散布当日中に評価値未満になったという報告でございます。

こうした報告を受けまして、とりまとめとしましては、平成19年度に実施した調査内容の範囲においては特別防除が自然環境等に及ぼす影響は一時的なもの、または軽微なものにとどまっているというふうに考えているところでございます。

あと、詳細な資料は後ろに付けておりますので、参考にしていただければと思います。

なお、この調査結果のとりまとめに当りましては、本日ご都合で出席がかなわなかった小林

特別委員及び森林総合研究所にご助言をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

資料4の説明は以上でございますが、もう一つ、少し時間をいただきまして、最近の松くい虫被害対策と関連のある新聞報道を参考につけさせていただいておりますので、紹介したいと思います。

3つございまして、まず1つが島根県出雲市では、今年5月26日に松くい虫被害防除のためにヘリで薬剤散布を行いました。この散布を行った日、この日に周辺の児童等がいろいろな異常を訴えるというような事案が発生しました。周辺の児童等約1,000人が目のかゆみ等を訴えたということでございます。出雲市では、この原因を究明するために学識経験者からなる健康被害原因調査委員会を設置しまして、9月18日までに合計8回委員会を開催し、去る9月24日に答申をされております。この中で委員の見解に乖離がありまして、委員の意見を3つに大別し、農薬の空中散布が原因である可能性を否定できない、農薬空中散布が原因、原因は特定できないといった3論が併記された報告が行われております。出雲市では、引き続き検討会議を設け、今後の出雲市における松林保全のあり方について検討が行われるというふうに聞いております。

2つ目でございますが、2ページの東奥日報でございますが、先ほど松くい虫被害の発生が見られていないのが北海道と青森県ということで19年度の調査についてご報告をしておりますが、青森県の発注した公共工事で、他県から持ち込んだクロマツを8月に植栽されておりましたが、このクロマツからマツノザイセンチュウが確認されたといった事案が発生しております。青森県では被害が今までなかったということで、監視活動の強化、枯れた松の迅速な除去等にこれまでも努められてきたわけですが、こうした事案が発生し、大変憂慮しているところでございます。

既に青森県をはじめ、各都府県には被害発生地域から未発生地域へ松類が持ち込まれないように、監視体制の強化でありますとか、特に青森県、北海道においては、公共工事の発注に当たって、仕様書において持ち込まない旨を明記してほしいといったことをお願いしております。

また、持ち込まれた青森県の松、200本でございますが、ザイセンチュウが確認された翌日と翌々日にかけて、全部根から掘り取って焼却をされたということでございます。このことについて専門家のご意見を伺っておりますが、焼却処分することによってまん延するおそれはないであろうというご指導を得ております。

最後に、トキの放鳥について、新潟日報の号外を付けさせていただいております。林野庁で

は、平成15年度からトキの生息環境の整備を図るために、トキの営巣木の候補となる松を中心に、この保全に努めてきております。具体的には樹幹注入等を行っておりまして、約3,800本の松の保全に努めております。

引き続き、今後、放鳥に伴いまして、GPSで緯度、経度等を環境省で主体となって把握することになっておりますが、こうしたデータをいただきながら、効果的な営巣木の保全等に努めてまいりたいと考えております。

以上、大変簡単でございますが、私からの説明を終わらせていただきます。

○有馬会長 どうもありがとうございました。

はい、どうぞ、ご質問等。

天野委員、どうぞ。

○天野委員 質問ではないんですけれども、今説明されました松くい虫被害の報道についてなんです。林野庁がどうのこうのというのがあるかどうかかわからないんですけど、私自身は農林水産省の環境保全型農業のほうの全国45地区のモデル事業の事務局長もやっております。それで、農林水産省が「生物多様性戦略」というものを昨年発表されてというふうなことを考えますと、この3つの記事の中で、「トキ再び佐渡に舞う」というのは、農薬などで絶滅に近くなってきたトキが再び空に舞っているということが報道されているんですね。

一方、ここでは、出雲市が空中散布をしているということで、多分市街地になされたことによって、目が痛いとかそういうような被害が起こっているわけです。委員会が8回行われて、特定できないとする意見でどうのこうのと書かれているんですけど、こんなものは、空中散布をされたから目が痛いに決まっているんですよ。このような委員会を開く金があるんだったら、直ちに空中散布以外の方法で松くい虫を退治することを考えた方が、今の生物多様性戦略を農林水産省が持っているという現状からすると、空中散布というふうなものを簡単にしているのかどうかという議論を、やっぱり林野庁、農水省の中でなさるべきじゃないかなというふうにこの記事を見ました。出雲市が問題なのか、林野庁が問題なのかわかりませんが、そういうふうに思いましたという意見です。

○猪島森林保護対策室長 出雲市での委員会において、3論併記されておりますが、いずれも科学的なデータというのが十分なかったということもございまして、原因については特定できなかったということでございます。被害の訴えがありまして、その範囲も限定的であることや、他にデータがない、また明確な科学的事実はないが、総合的に判断すると、これらを訴えた人が農薬を散布した時期と非常に近いといえますか、そのような事実から判断すると可能性が否

定できないといったご意見、また、実際、散布を行ったときに花粉の数量等も把握れていましたけれど、実はこれは杉しかなく、当日は5月下旬でございますが、この地域では5月下旬頃はイネ科の植物の花粉が非常に舞っているというような状況もありますが、そのようなデータがなかなかきちんととれていなかったということ等もありまして、先ほど天野委員は、農薬に決まっているということでございますが、なかなか特定はできなかったということをお話ししておきたいと思います。

また、林野庁としましては、防除実施基準等の遵守につきまして県を通じて助言等を行っておりますが、地元事情等も踏まえながら適切に松くい虫被害対策が推進されますよう、県とも協力しながら助言を行ってまいりたいと考えております。

○有馬会長 鷺谷委員、どうぞ。

○鷺谷委員 空中散布の自然環境への影響の調査に関してなんですが、何回か前の林政審のときから発言させていただいておりますが、おそらく制度設計上、古い制度に基づいていることによるんだろと思いますが、統計的な解析が可能な科学的調査デザインになっていないものですから、これだけのデータがあつたとしても、影響に関して科学的に明確な判断を下すことはできないと思います。と申しますのは、影響の有無、こういうことに関して科学的な判断をする常識的なルールとして、統計的な有意差とか統計的に有意なパターンをもってするというふうに今サイエンスの世界ではなっているものですから、個別の数字が出ていて影響があつたとか、ないとかというのは大変難しいと思います。

○有馬会長 今ご指摘になったのは、こちらの自然環境の影響の方ですね。

○鷺谷委員 自然環境の方です。

○有馬会長 岩川委員、どうぞ。

○岩川委員 この新聞記事については、民間団体の情報ですけれども、1,000人以上が被害を訴えたということですが、個々にそういう者が1,000人以上も集まったわけではなくて、グループによってそういうアンケートがとられて訴えが起こされたという背景が実はあつたというふうに当初の段階で聞いておりますので、そういう意味での林野庁さんの若干踏み込めないご報告だったと、私どもは、現場サイドでは理解しております。

ですから、ここまでの騒がれて、それこそ数十年かけて空中散布の問題は縮小し、改善してきておりますので、特定の地域だけの特定の手法による空中散布ということで行っているわけでございますので、こういう形で適切に行われていることを批判されても困るなという思いがあつて、あえて意見を申し上げておきます。

今後、行政サイドでは十分それは注意をしてかかっているかなければいけない、当然我々も現場で実行する段階として十分配慮はしていかなければいけない。ルールにのっとって適正に実行していくということで、誤解を招かないようにしていきたいと思いますので、あえていけんさせていただきます。

以上です。

○有馬会長 櫻井委員、どうぞ。

○櫻井委員 鷺谷委員がおっしゃられた話と関連しますが、やっぱり認めてもらえるような調査結果の影響評価というのをつくってもらいたい。前にも申し上げたんですけども……。

○有馬会長 これですね。

○櫻井委員 こちらです。例えば土壌動物だったかな、増えたとか、14ページですか、大型土壌動物は散布に伴い散布区の個体数が減少したとか何とか書いてありますが、そういうふうに見るデータになっているのかどうかというのはちょっとわかりません。というのは、2カ所調べて、1カ所はまいて、1カ所はまかなくて、それで調べてみたらこうだった、ああだったというのは、まく前はどうかだったのか、去年に比べてどうかだったのか、そういうふうなことがわからないような形で書いてある。

これは専門家が関係しているということでございますので、それがわかるような格好で、統計処理に乗れるようなデータの取り方というのもありますし、モニタリングしていくというやり方もありますし、とにかく変化がわかった場合にその影響は何だったんだということが言えるようなものを、ずっと続けているわけですから、とっていただいて、それでわかりやすい資料として出してほしいと思います。

○有馬会長 ところで、これはもう何年ぐらいやっておられるんですか。

○猪島森林保護対策室長 影響調査は昭和52年からだったと思います。

今ご指摘がありましたけど、詳細の資料は割愛して説明してさせていただきましたので、例えば21ページを見ていただきますと、個々の県ごとにまとめた表では散布前のカウントと散布後のカウント、数字については比較できるように整理しております。割愛をさせていただいた分、誤解を招いたかと思いますが。

それと、鷺谷委員からご指摘がありました、もっと統計学的にということのお話でございますが、この調査は県の協力を得ながら行っておりまして、中には特別防除をやめてしまった県もありまして必要がなくなったとか、そういう中で継続して行っているところができなくなった県もございます。

できるだけ私どもとすればサンプル数は多い方がより明確に説明できると思いますので、特別防除を行っている県には本調査についてご協力いただけないか、またお願いをしたいと思います。

○有馬会長 前田委員、どうぞ。

○前田委員 資料の件なんですけれど、1ページに「松くい虫の被害量（材積）の推移」とありますが、この「材積」というのはどこから出ているのでしょうか。

○猪島森林保護対策室長 県からの報告でございます。

○前田委員 それが被害木であるところでカウントされるかなんです。森林の中なのか、出てきて、これは被害木だと。

○猪島森林保護対策室長 これは森林の中でございます。被害木かどうかというのはちょうど今の時期、山で枯れ始めている、もしくは枯れている、ちょうど夏に青々としていた松が、今の時期になりますと茶褐色とか赤くなっておりますので、そういう状況を見て、県のほうでカウントしております。

○前田委員 これ、明らかに減っていつているんですけども、本当に減っているのかなというのがちょっと疑問なんです。というのは、中国自動車道を私は毎週のように走るんですけど、そのわきはどんどん茶色い松林が増えています。そう思っていたら自分の会社の社有林にも松くいが発生して、どうするかという話になったときに、もう伐るしかないということで、今現在、伐っております。我々のサイドでは伐るしか手がない、保全松林とかの場合はいろいろ処置があるんですけども、我々にはないので、結局は伐るということでやっております。幸い商品になる道があるのでそういうことで対応ができたんですけども、本来ならまだ伐期には達していないものを切らなければいけないということで、実際には、うちの松林は標高900メートル近いところにあつたんですけども被害が広がっています。センチウが入っていることも確認されています。

そういうことで、本当は何だか増えているんじゃないのかなというのが印象なのと、その対策が空中散布なのか、伐倒なのかということが我々にとっては一番、現場サイドではどういう支援が、何か支援という形で、被害を食い止める、これ以上増やさないということをやはり考えていただきたいなと思います。

○猪島森林保護対策室長 最近減っているというのは全国のお話でございまして、この1ページに（1）で丸3つ書いておりますけど、この3つ目に高標高地域等ではこれまで被害がなかったところでまた増えているようなところもあります。今お話がありました岡山の中国自動

車道が通過しているところは、どちらかというと高標高地域に該当するのかなというふうに思いますし、平成18年度から19年度で増えた地域があります。全国的には減っているけど、個々に見ると増えた県がございまして、それは中国地方の広島県、岡山県等が18年度より増えているという報告をいただいております。

○有馬会長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 今の質問を聞いていて、ちょっと初歩的なことを聞きますが、これは各年度、松くい虫被害に遭った量ですよ。ということは、この量は減っているけども、全体の量は毎年これだけ増えているということですよ、伐らなければ。でしょう。むしろ、1年に被害に遭う量がこれだけありますと言っているわけですよ。ですから、感じとしては増えているという感じがあるのは当然のことですよ。という感じがしましたが、どうでしょうか。

○猪島森林保護対策室長 適切に伐倒駆除等がなされないまま山林に放置されていれば、被害木は現地においては蓄積しているということになると思います。

○鈴木委員 だから、新たに増えているのがこれだけですね。

○猪島森林保護対策室長 そうです、おっしゃるとおりです。

○鈴木委員 去年までは青々としていて、今年枯れたのがこれだけあるということですから、増えているというふうに理解するのがいいんじゃないでしょうか。

○岩川委員 伐倒していくから、その分減っているわけでしょう。現に枯れている森林のあれでしょう。

○猪島森林保護対策室長 基本的には、松枯れで赤くなったものについては大体今の時期わかりますので、来年の春までに伐倒駆除していただくようお願いをしております。それについて、適切に処理しないで放置してあった場合の話をしたわけでございまして。

○岩川委員 それはカウントされているわけ。

○猪島森林保護対策室長 これは新たにはカウントされておりません。

○海瀬委員 大方枯れちゃったから、もう。枯れるものをつくらなくなったんだよね。

○有馬会長 早坂委員、どうぞ。

○早坂委員 私は宮城県で、牡鹿半島、それから松島というところがあります。今の実情を申し上げますと、松島の松は守られているのはやっぱり特別防除、空中散布をしてやっと守っていると。守っていてもそばから枯れていって、だんだんなくなってきているなというのが実情です。

それから牡鹿半島、これは地形が厳しくて松枯れが大変まん延しております。それも伐るこ

ともできずに放置したままで、海にどんどん木が落ちていると。そういうことがありますと、牡鹿半島の金華山も含めてなんですけども、魚つき林がかなりやられていると。そうしますと、魚の数がどんどん少なくなっているということが漁業をなさっている方のご意見でした。

以上です。

○有馬会長 この対策についてのご説明、これは説明事項でいただいたわけですが、先ほどご指摘になった統計的な、それから調査としての、それから散布について今後どうするかという話については、やはり重要な課題であることだけは間違いないでしょうし、地域によってやっぱりそれなりの対処の仕方というのはみんな違うだろうということだと思いますので、きめ細かいことを多分ある程度やっていかざるを得ないだろうなということだろうと思いますし、ただ、やっぱり余りお金がかかるような話ばかりやっていても、これまたちょっといけませんので、それなりの対処の仕方というのは重要な課題だと思いますのでひとつ。やはり海岸林は守らなくてはいけないというのは至上命令として一つはあるわけですね。もう一個はやっぱりアカマツなんかのように文化財としての重要性だとか、要するにそういういろいろな重要性を持ち合わせているということを考えますと、やはりそれなりのきめ細かい話というのを少し、この中でやられるのかどうかはちょっととよくわかりませんが、少しご検討をいただくようにということを、お願いするということぐらいしか多分今のところは申し上げることができないかと思いますので、ありがとうございました。

それでは、もう一点、最後ですが、国有林野の管理経営に関する基本計画につきまして、事務局からご説明お願いしたいと思います。

○沖経営企画課長 最後の説明事項5でございます。資料としましては5-1、2、3でございます。経営企画課長の沖でございます。よろしくお願いいたします。

前回の林政審で国有林の管理経営基本計画を定めなくてはいけないということで、その大筋の方向なり、項目の方向性等についてご説明を申し上げまして、いろいろご意見をいただきました。それを踏まえまして、今回、素案のご提示ということで準備させていただきました。

お手元の資料の5-2が今回の素案全体版でございますけども、なかなか多うございますので概要の5-1、及びこれまでの管理経営基本計画と並べて書きました5-3といったものを見ながらご説明申し上げたいと思います。時間も押しているようでございますので、簡潔に申し上げたいと思います。

5-1をお開きいただきたいと思います。

5-1の1ページでございますけども、ここに書いてございますのは管理経営基本計画、こ

これは国有林の管理経営基本計画でございますけれども、管理経営法の4条に基づきまして農林水産大臣が5年ごとに定める10年計画でございます。

先ほど最初にございました全国森林計画、森林・林業基本計画に基づきまして計画が出ておりますけれども、その右側の図のところを見ていただきますと、全国森林計画に調和して管理経営基本計画というものがございます。それを今回定めるものでございます。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。

現行の管理経営基本計画でございますけれども、平成16年4月1日から26年3月31日までの10年計画でございます、これは5年前の15年12月9日に策定してございます。現行計画から5年たっているということでございまして、平成20年には平成21年4月1日を始期といたします10年計画を立てなければいけないということでございます。これは施行令に基づきまして20年12月末までに立てることが必要となっております。

今後、この管理経営基本計画の策定に当りましては、国民の声を広く聞いてつくっていくということで、公告・縦覧にかけますとともに、申し立てがございました意見につきましては要旨を付して林政審でご意見を聴くとされているところでございます。

こうした中で、3ページでございますけれども、先般の委員の皆様方のお話等々を踏まえながら、次期管理経営基本計画につきまして国有林における主要な行政課題は何だということでまとめたのが3ページでございます。

大きく5点あると考えてございまして、行政課題としては、1つは、やはり森林吸収源対策の推進であろうということ。また2つ目は生物多様性の保全であるということ、3番目は安全・安心、要は治山事業で国民の生活を守っていくということ、4番目といたしましては、森林整備の結果出てまいります木材生産の場としての国有林の位置づけがあるであろうということ、5番目といたしまして、森林環境教育の場としての国有林の位置づけがあるであろうという大きな5つのテーマがあると考えてございます。

それぞれにつきまして前回の林政審の場で示しました方向を必要な取組で書いておりますが、それをどういったところで記述しているかというのが、主な記述箇所ということで項目を書いてございます。申しわけございませんけど、5-3を見ていただきたいんですが、主な記述箇所といたしましては、最初の温暖化に対しましては6ページの一番下でございまして、地球温暖化防止対策の推進という形で項目を設けまして、次の7ページにかけまして、温暖化対策ということが定まり、目達計画をつくり、美しい森林づくりといったものを我々はやっていくんだということ。それから、具体的に7ページの上から10行目ほどにございますけれども、数字で

6年間で330万ヘクタールをやっていくと。これを国有林は積極的に着実に取り組む必要がある、こういうものをやっていくんだというような記述。さらには、「さらに」というところで出てまいりました木材というのもございます。こういったものを国産材の需要が拡大している合板や集成材という形で利用していくようなことで出していくんだというようなこと。また、特にまた書きでちょっと最後を書いてありますけども、新しく特出しでございますが生物多様性といったものにも配慮していくことの必要性も入れてございます。

それから、次の生物多様性の関係につきましては、そのまま引き続きまして7ページのところで生物多様性の保全という項目を新たに設けまして記述させていただいております。これは、2010年に名古屋でCOP10といったものが開かれるという、生物多様性に着目した会議がございますので、国有林、やはり我が国の中でこれだけ広い面積を持っており、また原生的な自然を持っている、いろいろな形の森林生態系を持っているという中で、重要性にかんがみ、新たに項目を起こしてございます。

そこには、今申し上げたようなことで、我が国の3分の2を占める森林がございまして、遺伝子レベル、種のレベル、多様な生態系のレベルでやはり我々は生態系を持っておりますので、そういったものをきちんと保全していくんだと。特に奥地の脊梁山脈や水源地域、それから里山までございますので、多様性の位置づけとすればやはり重要な位置づけにあるというふうに考えてございます。

特にこういった森林生態系を守っていく上で、国有林としまして健全な森林整備というものも実施していくわけでございますけども、8ページの上のところでございますけども、具体的にはということで、適切な間伐の推進とか針広混交林化、長伐期化、里山の保全というようなものに取り組むこととしたいと考えております。

また、地域の状況によって目標を設定しながら、自然災害等で劣化した森林の再生といったような復元事業、こういったようなものにも取り組みますし、また保護林という形で厳格な保全・管理を行っていく森林にもきちんと対応していきたい。また、野生生物の関係で言えば、緑の回廊等を積極的に設定しまして、野生生物の環境をつくっていく、守っていくような野生鳥獣との共生、こういったようなものも地域の特性を生かした効果的な森林管理ということだと思っておりますけども、地域とNPOと連動してやっていきたいと、やっていこうということを書いてございます。

それから、国民の安全・安心の暮らしにつきましては2ページ、ちょっと戻っていただきますが、これにつきましては従来から特に林野庁、国有林の中では充実してやってきているとこ

ろでございまして、公益的機能の維持増進を旨とした管理経営のところで維持してやっていくという形にしております。

それから、間伐材の利用と木材生産につきましては9ページでございます。9ページのところで、「木材の安定供給」というところでございます、これは今までは「木材の供給」にしておりましたが、これだけ人工林を中心とした森林資源が充実してまいりまして、国有林としても引き続き間伐等の森林整備を実施することによって木材が出てまいります。これを川下のほうにきちんと流していくということが非常に重要でして、安定的に流すことによって木材の利用も増え、循環がうまく回っていくというような位置づけがあると思います。その辺をまた書きの中で、「地球温暖化防止のための森林吸収源対策として」という以下の文章のところで考えているところでございます。

そういったようなものと、それから、9ページの下のほうで今後考えられるバイオマスの利用といったようなものにも国有林というのが取り組む必要があると考えておりまして、そうした記述も入れてございます。

最後に、国民の森としての管理経営でございますけれども、いわゆる森林環境教育について5ページのところを見ていただきたいんですが、森林環境教育の推進ということで一番下のほうに少し書いてございます。これだけ広い自然環境を持っております国有林でございます。これまでも森林環境教育には取り組んできていたわけでございますけれども、さらに教育利用の目標を定めまして、森林管理局・署等において実際にフィールドを使っていた対応等、情報提供等々をやっているということを記述しております。

そういったようなものをこの中に盛り込んでございます。

次に、概要の4ページを見ていただきたいんですが、先般の林政審の場で8点ほど、こういうものはどういうものだろうかということでご意見をいただいております。今このご意見8点もこの中で我々としては記述の中で盛り込みまして、対応させていただいております。

最初は、多様性についての観点を踏まえてどのような施業か、どのようなノウハウが必要なのかということです。これまでも、考え方のところには記しましたが、適切な間伐とか針広混交林、長伐期化、里山の造成、こういったものをもって地域の現況に応じた多様な対応をしてきてございますけれども、こういった知見に加えて、新しい、例えば緑の回廊を着実に指定していくとか、保護林で重要な自然を守っていく、さらには野生鳥獣等の対応をきちんとできるような森林整備をしていくとか、そういったような新しい知見も加えながら、技術を蓄積して対応していきたいと考えております。

それから、2番目の木材供給につきまして、民有林と十分調整しながら、調整弁としての役割を果たす。また民有林を誘導する政策的な対応を図るべきではないかと。おっしゃるとおりでございます、これまでもそういったことでやってはございますけども、さらに民国連携した中で安定供給というところで対応していくことが必要というふうに考えてございます。

それから、森林計画制度はあるが、民国できちんと調整する機会をつくるべきじゃないかと。これもおっしゃるとおりでして、流域という考えの中で今の森林計画制度は成り立っております。我々も計画を樹立する際、森林資源の充実という状況をきちんととらえた上で、現行の森林計画制度の中で民有林との調整を図りながら着実な対応に努めていきたいと考えてございます。

それから、次について、一般競争入札の導入が国有林で図られました。そういった意味である一定のコスト削減というものにつながっているとは思いますが、非常に粗いやり方等がありまして、資産価値を下げるような業者さんもあるんじゃないかと、そういうときにはペナルティを科すべきではないかというようなご指摘もございまして、これにつきましては事業実施のあり方の中でもちょっと言っておりますけど、事業成績評定等の実行後の評価を行いまして、そういったもので評価をしつつ、入札参加に結びつけていくというようなシステムもございますので、対応していくつもりでございます。

それから、次の森林土木事業でございます。間伐材の利用をどうするんだと、どう評価するのか、国民にわかりやすく広報することも重要じゃないかということでございまして、国有林における木材利用を着実に進めております。自らも使うべきだということで、治山事業等の利用が非常に進んでございます。そういったものを国民に対しても見える形で進めていきたいと考えます。

それから、素材生産等の事業ごとのデータを明らかにできないかという技術普及の関係だと思っておりますけども、我々が現在進めております列状間伐、路網、高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システム定着とか、こういったものをやるときに民有林に普及する場合もそういった数字も合わせ持ってお示しながらお話をさせてまいりたいと思っております。

それから、新旧借入金ゼロになったというけど、債務を減らす見込みはどうなんですかというお話もございました。これは収支両面にわたる努力をいたしまして返すということになってございますので、着実に返してまいりたいと思っております。ちなみに決算は前回の林政審でもご報告させていただいておりますように、平成16年以降、新規借入金なしで何とかやって

いけるようになってございますので、着実に今後は返していける対応はできるんじゃないかと考えております。

それから、最後に、債務は国民に負担をお願いするということを考えるべきと。これにつきましては、法体系のもとで着実に返していくということでやらせていただいております。

それで、5ページをよろしく願いたします。

先ほど大きなスケルトンといいますかフレームを、本当は5ページを先にご説明したほうがよかったかもしれませんが、今回の管理基本計画の項目立てでございます。前回の林政審でご説明しましたけども、この中で特徴的なところ、1の(5)で生物多様性の保全といったものを抜き出したというところが、やはり時代背景を踏まえた形のものにしていくということで特徴づけてございます。あと、3の(1)の「林産物の供給」が、「林産物の安定供給」というふうに時代を踏まえた書き方に変えてきているということでございます。

6ページ以降が、今回の管理基本計画の特徴的なところにアンダーラインを入れて、素案の概要を書かせていただきました。「まえがき」の中でやはり特徴的なのは、先ほど申し上げましたけども、新規借入金からの依存体質から抜けることができたという大きな特徴があること。それから、我々を取り巻く状況としまして、温暖化、それから生物多様性の保全といったような、特に国有林に期待されるような役割が随分増えてきている。こういったものをきちんと踏まえて我々は効率的な管理経営を進める必要があるということでございます。持続可能な森林経営、開かれた国民の森としての取組を実行するんだということを書いてございます。

それから、1番で、まず、国有林野の管理経営に関する基本方針の中で、(1)でございますが、ここは最初申し上げましたけど、昨今の岩手・宮城の災害でもご承知のように大規模災害が起きました。こういったときに国有林、民有林の治山と連携して、治山対策、国民の安全を守るということで対応させていただいております。今回も民直、国有林がみずから出張していくというか、これは県の要請を受けてやっているわけでございますけども、国民のための、国民生活を守る治山事業といったものを実施しているところでございます。引き続きこういったものに対応していくということでございます。

それから、1の(4)でございますけども、京都議定書の目達計画、美しい森林づくり運動、こういったものを通じて温暖化に対して国有林もきちんとやっていくということを書いてございます。

それから、先ほど申しました、次の7ページでございますが、生物多様性の保全ということで簡潔に3点ポイントを挙げてございますけども、国有林が生物多様性の中で重要な位置づけ

にあるということ。それから、2つ目として野生生物の生息・生育環境である生態系を健全に維持・確保していくためには、やっぱり適切な森林整備が必要だということを持続的にやる必要があるということを書いております。また、特徴的に書いているのは3つ目でございます、森林の再生・復元といった、劣化したものについて我々はきちんともとに戻していくんだということ、それからモニタリングを通じた保護林の適正な保全・管理を推進すること、それから、先ほどご指摘あったような、野生鳥獣との共存に向けた森林の整備、NPO等との協働・連携、こういったものやっていくというようなことを入れております。

それから、3番目でございますが、国有林の林産物の関係でございます。これは先ほど申しましたが、間伐材等を安定供給するというようなことを入れてございます。あと、特徴的に言えば二酸化炭素の排出抑制に資する木質バイオマス利用の促進とその供給というようなものも新たに入れてございます。

次のページをお願いします。8ページでございますけども、林産物の販売の中では、間伐材の利用促進に当たっては作業の効率化、低コスト化を図りつつ、素材販売により実施していくということ。また、需要先への直送のシステム販売、需要開拓とか安定供給といったものやっていくんだと。こういうことが地域の林業・木材産業、こういったものの活性化につながるものと考えております。

4番目としまして、国有林の活用のごとでございますが、特に（2）で民間活力を活用した施設整備の推進とか、ボランティア活動、企業による資金や人的支援、サポーター制度、これは要は企業のCSR活動も非常に盛んでございまして、国有林における法人の森林等の実施もしているところでございます。こういったものもさらにやっていくようなことが重要だと考えております。

5番目でございますけども、その他事業運営に関する事項という中で、国有林の中でも今は情報管理、要はコンピュータでいろいろな情報を処理してございます。こういったものを引き続き進めまして、各府省の共通システムの活用とか、さらに森林GIS、これは民有林でもやっておりますけども、こういったGISを活用して現場業務の支援をやって、効率的な事務処理を進めるということ。

それからもう一つ、これはちょっと最近の話題になりますが、心の健康づくり、職員のこういった問題もございまして、こういった対応も重要であるということ。

最後に、高効率・低コストな作業システムの普及、これは民有林の普及ですが、あと事業成績評価の実施に取り組むとか、事業体の経営基盤の強化に資するような努力もしていくという

ことも記述しております。

6番目に、管理経営に関し必要な事項の中で、1番、人材の育成。この中で今回特に実地を重視したOJTというのを入れています。やはり国有林、現場に立脚した組織でございます、それをどうして動かしているかというやっぱり技術者といったものが重要でございます。何もデスクにいただけでは仕事は進みませんので、現場があつてこそ我が職場は動いている。現地を重視した現場の中で技術を覚えていく、そういったものを充実していきたいという気持ちを込めまして、実地を重視したOJTというのを入れています。

2番目に林業技術の開発普及ということで、2番目のボツのところに、これは何度も出てまいりますけど、高効率・低コストの作業システムの定着とか、もう一つ新しく、やはり国有林としてやっていこうと考えているのは、低コスト造林。次の植林以降の流れの中のをどうそのコストを下げていくのかというようなことを我々としては開発・導入に向けて頑張っていきたいと考えております。

このようなことを盛り込みまして、ご提示いたしましたのが、新旧対照表、5-2でも3でも結構なんですが、新しい素案でございます。このような形で皆様方からいただきました意見を反映した案をつくりました。これを今日ご意見いただければ、さらに検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○有馬会長 ありがとうございます。

前回ちょうどいしたご意見をベースにして素案を提示されたわけでありすけれども、スケジュールからいたしますと、今日のご意見をいただいた上で、公告・縦覧するという形になって、次回に最終的なとりまとめを行うと、こういう流れかと思いますが、どうぞ。

海瀬委員、どうぞ。

○海瀬委員 野生鳥獣との共存ということで新しい観点が入って1つテーマを立てたということ、非常にいいことだと思うんですけども、ただ、保護する、保護するという形だけで進んでいるような気がするんです。やっぱり適正な頭数、数量という概念がこの中に盛り込まれていかないと、大変なことになっちゃうんじゃないかと思います。

ある一部の地域では、例えばカモシカが、私の地域ですけども、増え過ぎまして、やはり密度が高くなってしまいますと伝染病でほとんど絶滅状態になってしまうとか、今シカがそういうふうな状態でそのうちなるんじゃないだろうかと考えています。やはり適正頭数の管理というような観点がこの中にほしいかなと。

それからもう一つは、生物ですから、植物も入ると思いますので、植生をどう考えるかとい

うのもどこかにあるかなと思っておりますが、よろしくお願いします。

○沖経営企画課長 全くおっしゃるとおりでございます、ここで考えています野生鳥獣の対応ですけども、例えば国有林の中においても既にそういう状況が生じております。南アルプスでは、お花畑からその下の灌木までほとんどシカに食われてしまったと。そんなところから地元の森林管理署自体もやっぱりまず頭数のモニタリングをして、今もう実際にとっております。とって、コントロールをしていかなければいけないということで、地元とNPO、市町村でリンクして、ようやく動き始めておりますので、そういったうまくいった成功事例をつくります。それで全国展開していきたいという思いもございます、まさにおっしゃったとおりの状況を進めていこうというふうに考えております。

○有馬会長 早坂委員、どうぞ。

○早坂委員 資料5-2になります。4ページの森林環境教育の推進から7ページぐらいまでにかけてなんですけども、ボランティアという言葉と、それからNPO等という言葉がありまして、かなりいろいろな場面で使われております。これはお願いなんですけど、言葉の整理をしていただければ、もっと読みやすくなるのではないのでしょうか。

それからもう一つなんですけども、8ページの下から6行目、7行目あたりなんですけども、「曲がり等の欠点を含む間伐材については」という、最後のほうに「収入の確保に努めることとする」という言葉がありまして、曲がり等の欠点を含む間伐材というのは、恐らく林地残材とか捨ててきている物を集めて、それからそれを需要先へ直送するというふうに考えていいのかどうか。もしそのようだとすれば、その林地残材を集めるコスト、それから輸送コストというものは価格に十分反映されて収入の確保につながるのかどうか、ちょっとだけ教えていただきたいと思います。

○沖経営企画課長 1番目の言葉の使い方については、確かに言われるといろいろあるかもしれませんが、もう一回再整理をしてみたいと思います。

それと、曲がり材のところは、普通、間伐しますと、直材というのは余りないわけですけども、直材と曲がり材とあります。曲がり材はこれまで普通の製材工場では使えなかったんです。それが最近大手の工場になりますとカーブ製材を入れたりして、集成材なり合板にも利用できるようになってきておりますので、そういったことをどちらかといえば目標としておりますけども。

○福田国有林野部長 補足をします。今言われたのはコストを度外視してやるということではなくて、そういうものができればいいんですけども、やはり委員言われるように非常にコスト

的に合わないことは明らかですので、そういうものについても、ただ、今新しくカーボンフットプリントとか、新しい考え方のもとにそれをどういうふうに社会全体で支えるとか、そういう動きもありますし、もちろんまたそういう持続可能な森林経営のところからできるだけそういうものを使っていて、どちらかというとき低質材については非常に廃棄物系の資材と競合する分野になっているので、だけでも、そういう廃棄物系の物を使うというのはもちろん、それは有効に使うことは意義あることですが、やはりピュアな資源としてできるだけ使えるものを有効に使おうというのがもっと意義あることだと思うので、そういうものを、社会全体といたしますか、みんなで工夫しながら取り組んでいくということは大事なので、そういう取組を私どもも一歩前に出て、民間の企業の方と一緒に工夫しながら取り組んでいきたいというふうに思っています、そういう取組をこれから進めていきたいという考え方でございます。

○前田委員 ありがとうございます。

○有馬会長 岡田委員、どうぞ。

○岡田委員 随分と整理をされて、私は大変いい基本計画ができ上がったなと思っております。

ただ、問題は、やはりこれが具体的な森林ですとか、地域の林業ですとか、森林整備のレベルにきちっと定着をするということが政策の最も大事なところだというふうに思います。

そういう意味で、各委員からは、施業に関しては先ほどの全国森林計画を含めて幾つか意見が出ていますし、随分出ているように思います。私、国有林の場合は、特に平成10年以降、随分気にされて、いろいろ書き振りも考えるし、表現もよくなっているというふうに感心しています。感心していますが、やはりこの定着ということ考えたときには、一つはこの具体的な作業、施業のレベルと、やっぱりそれを担保していく組織だとかシステムだとか、ここがどういうふうに変ったんだとか、このように具体化していくための組織があるんだというイメージもやはり国民に持ってもらう必要があると思うんですね。このあたりは、残念ながら少し足りないなど。

翻って、そこにもかかわって私が大変気になっていきますのは、組織の改変がある、あるいはしなければならぬと、こういう既定のいわば動きがあるわけですね。こうした中で、改めて対照表の5ページの国民の森としての管理経営、とりわけアのところ。新しくは情報の受発信ということで、20行ぐらいあるんですが、ここのキーワードをずっと追っていきますと、管理経営の透明性を図ると、国民の意見を広く聞くんだ、それから国民と国有林が双方向で情報交換するし意見交換をします。その上で、それらを反映した管理経営を推進していきたい。私は大変結構だと思っています。いますが、この一方で着々と進んでいるやに思います、ある

いは思わざるを得ないんですが、組織の改変なり、これらを書き込んだ具体的な森林整備のためのシステムなりというのが一体どうなるんだということが、残念ながら皆目わかりません。

そうなりますと、やはりこの林政審という場でも、きちっと今動いている組織改変についてのこの場での議論のスケジュールなり、議論がどういう角度でどのようなあり方で林政審としては意見表明ができるのかという、こういったところをやはり出していただきたいなと思っております。

○有馬会長 今のご指摘のところは、私は一番重要な感じがしておりますし、残念ながらまだそこまで乗っかっていないというのが事実だと思うんです。ただ、これもいろいろなスケジュール等がこれからどういう具合にされるのかということも含めて、どの程度書き込めるということもあるんですけども、これはこれとしてですね。いかがでしょうか、何か。

○福田国有林野部長 今、委員ご指摘の点につきましては、ご案内のとおり、行革推進法の中で一つの方向が明示されておまして、かつ、今年春の国会の場で緑資源機構廃止法案のときに附帯決議もございまして、各方面からのいろいろな意見も聞きながら慎重に検討するということで附帯決議をいただいております。

私どもは今、基本的なフレーム枠というのはもう既に行革推進法の中に示されているわけですが、それをさらに今言われたような話、また今日まで行革推進法でも抜本的改革の成果の上に立ってきちんと、さらにそれがいい方向に行くのであればこういうふうにやりなさいという、いい方向になるようにやりなさいということですから、当然今までやってきたことをむちゃくちゃにして、国民の森として今日まで来た部分を急に変えて違うことをやれということでは決してありませんので、そういう意味できちんとそういうことでご説明できるような姿にしなければいけないということで、鋭意検討しております。

ただ、具体的にそれが出てくる、もうちょっとより明確になるというのは、一つは法案とか、そういう段階ですので、法律の案の概要みたいなきに、もうちょっと明確になるかと思えますけど、いずれにしろ、まだ検討中のところもございしますので、これからしかるべき時点で、法案の形の、こういう形で来年の法案の法律を出すということであれば、そういうものについては、こういう形になりますというような形でご説明をさせていただくようになるかと思えます。

○岡田委員 法律の案という形で、要するにドラフトができなければこの場では審議はないということですか。

○福田国有林野部長 基本的に、まず仕事のやり方の問題ですので、政策そのもの、国有林の

今の管理経営、例えば今この管理経営の基本計画をつくっておりますけど、こういう方向が全部変わるというのはもちろんこれを変えなきゃいけないわけですが、それがそもそもそういうふうになるのかどうかということもありますので、基本的には、例えば今の抜本改革の根拠になっています特別措置法とか、ああいう方向というのはそんなに多分変わらないのではないかと、基本的に公益的機能重視で、今さらもう一回方向を変えろとかそういうこともないと思いますし、そういう部分であれば、まさに林政審議会でもたお諮りをしてというふうになると思うんですけども、一方で、組織とか仕事のやり方の話ということになりますと、それはある程度執行のほうに任されている部分もございますので、そういう面も含めてきちんとご説明させていただければと思います。

○有馬会長 これは実に難しい、私もいつもこれは、今までの独法関係のやつはみんなそうなんですけども、非常に、どっちが先だというようなことではなくて、何となく全然別組織で動いているものと、いろいろなものが入り混じっているというところが大変あって、本当は審議会ですらやりたい一番のところでもあるんです。一番根本にかかわることでもあるんですけど、ただ、時間的な問題から言って、どうもそうはなっていないみたいな感じがあるんです。そういう点で、今、歯切れの何となく悪いという感じが私どもは受けるんですけども。

ただ、大事なことは、先ほど岡田先生の今のご指摘で、具体的な整備のところを定着させるためにどうすればいいかと。そこの方針だけはここで明確にしておかないと、逆に言うと、何かの審議の段階で組織をどうするといったときに、この方針があるからこういう具合にやるんだということだけは、何とか我々ができる最低のこととしてはやっておかなくてはいけないのではないかなと。それがだから、うまくこれに書き込めるかどうかということはあるかなと思っておりますけれども、それは何となくここに書き込んであるのかなという印象は持つんですけども。

○内藤林野庁長官 具体的なものはちょっとまだ書き込めないものですから、検討がまだ途中なものですから。ただ、基本的な考え方としてはこういう考え方で国有林の経営をやっていきたいと。その具体的な実施のやり方については、今そういう枠組みも示されましたので、その中でどういうふうにするのが一番いいのかというのを検討しているところです。その検討がある程度まとまるというのが、言ってみれば法案みたいな格好になるものですから、そういう法律的にどういうふうにするか、法制的にどうするかということを整理しないと、また皆様方になかなか具体的なことがお示しできないと。

○岡田委員 大変気になっています。

○有馬会長 岡田先生は多分、今までも随分そういうご経験をされているし、森林総研もそういうご経験を多分されていますし、森林総研のいろいろなもので動いたものも、どこがどういうふうになっているんだかよくわからないという形で最終的にぼっと動くということもないわけではないものですから。ただ、やっぱりその一番根底は、そもそも基本的な姿勢は何なんだというのだけは明確にしておかなくてはいけないだろうと。要するに、森林・林業・木材産業ということを考えたときのベースになるものだけは、やっぱりそう簡単にずれてもらっては困るということだろうと思いますので、いろいろ何となく……。

○岡田委員 蛇足で申しわけありませんが、対照表の12ページを開いていただきますと、ここは管理の実施体制に関するところで書き込んでいるんですが、やはりこれ、線を引っ張ってあって見やすいんですけども、15年末までに一応この管理経営だとか森林管理の行政的な業務を移行することは既にしたんだというふうに書き込んであるんですよね。これは、私はやっぱり大事だなと思いますね。

その後の言葉なんですが、「引き続き」という、ここがやっぱりみそになるところなのかなというふうに思っていますが、しかし、この前の計画と比べても、ここはもう少し慎重にというか、きちっと考え直していただいて、文章をもう一回あらわしていただくとありがたいなというふうに思いました。

そのほか、具体的な文章のところでは、延々と長く続くところがあるものですから、後ほど担当の方に意見は申し上げたいと思っております。

○福田国有林野部長 委員ご指摘のところは、新旧対照表12ページのところで、違いが出るようにちゃんと書き分けているつもりといたしますか、時間の経過を踏まえて書き分けているつもりですが、基本的なラインというのはこんな形かなと思って、一応案として提出させていただいております。

○有馬会長 青山委員、どうぞ。

○青山委員 ご説明ありがとうございました。

まずは、4ページの治山事業につきまして、国民の安全と安心を確保するためにしっかり治山事業に取り組んでいかれるんだということをあらわしていただきまして、大変結構なことだと思います。

最近、大規模災害が増えてきて、治山事業の重要性というのに国民も気がつき始めて、気がつき始めてというのは失礼ですが、大変重要度を認識しているところだと思うのですが、治山事業に直結した地域の場合は治山事業の重要性が非常によくわかるのですが、国有林の治

山事業の間に砂防事業が絡んで安心・安全が守られている地域は、安心・安全は砂防事業によって守られているんだというふうに思っている方たちが非常に多いんです。それで、安心・安全は治山事業と砂防事業が一体となってその効果があらわれてきているわけですので、民有林との治山事業とともに砂防事業ということをやはり国有林みずからが意識して、そうした安心・安全に向かっていただくというお気持ちでいただけるとありがたいかなと。

その心がやっぱり、奥山で一生懸命山の安全というか、私たちの安心・安全を守ってくださっているその事業が、少なくとも流域の人たちに理解されないのでは大変残念なことだという気持ちからそう申し上げているわけで、ぜひ皆さんの事業が国民にも評価されるような形で事業を進めていただけるとありがたいと思います。

ですので、多分、砂防事業との連携をとりながら、一体となって国民の安心・安全の確保に努めるとか、言い回しはお任せいたしますが、工夫をお願いできればと思っております。

それからもう一点は、9ページのところで、国有林におきましても木質バイオマスの利用に取り組むという一項目を入れていただいたのは、大変結構なことだと思います。国有林におきましては、現在まだまだ切り捨て間伐が通常となっているところが多く、バイオマス利用をしているんですかと聞くと、ただでさえ搬出が難しく、国有林の場合は奥山なので、これはなかなかコストがかかってというお返事が返ってくることもままあります。

でも、農水省といたしましては、やっぱりいろいろな分野に向けてバイオマス事業を推進しているところでありますので、ぜひとも国有林はみずからバイオマス利用に向けて積極的に取り組んでいただきたいと思いますし、また、使うこともそうですし、いろいろなバイオマス資源をいろいろなボイラーとか何とかに運ぶ搬出のモデル事業なども行っていると思いますけれども、そういった実験の場としても何か積極的に取り組んでいただけるとありがたいかなと思いました。

○有馬会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。大体ご意見等をちょうだいいたしましたけれども、全体の内容を、先ほどスケジュールから、この素案が縦覧に一応回るということなんですが、それに当たっての先ほどの語句の整理、それから、言い回しとしてももう少しちょっときちっとこのところはしておいたほうがいいのではないかということを含めて、事務局等のほうで整理をさせていただくという形を、時間的なこともございますので、それで私を含めて一任をさせていただいて縦覧に回すという形をとらせていただきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございましょうか。

大変これ、極めて、時期が時期だけに、私は非常にこれは重要なあれを持っていると思って

おりますので、ご意見等も気になるところは徹底的に少し出しておいていただいたほうがよろしいと思っておりますので、ひとつよろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、今日整理するということで一任させていただいたことをいただきました。

では、以上、大分今日は長い時間になりまして、大変難しい議論をいろいろとさせていただきましたけれども、やはり大変大事な議論だったと思っておりますので、ありがとうございました。

長時間にわたりまして熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

それでは、これで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

午後4時21分 閉会